

東洋食品工業短期大学 自己点検・評価報告書

令和元年 9 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証]	23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	29
[テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程]	29
[テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援]	45
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	66
[テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源]	66
[テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源]	82
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	87
[テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ]	87
[テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ]	89
[テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス]	94

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、東洋食品工業短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年 9月30日

理事長

中井 隆夫

学 長

千本 克巳

A L O

鈴木 浩司

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

(1938 年～1960 年)		
昭和 13 (1938) 年	3 月	財団法人東洋罐詰専修学校認可
昭和 13 (1938) 年	4 月	東洋罐詰専修学校創設
昭和 33 (1958) 年	10 月	同窓会 (アッペール会) 発足
(1961 年～2000 年)		
昭和 36 (1961) 年	3 月	学校法人東洋食品工業短期大学認可
昭和 36 (1961) 年	4 月	東洋食品工業短期大学開学 「缶詰製造科」設置
昭和 37 (1962) 年	4 月	研究部門を分離独立、東洋食品研究所設立
昭和 40 (1965) 年	4 月	図書館完成
昭和 46 (1971) 年	9 月	学生会発足
昭和 63 (1988) 年	7 月	新斉志寮完成
平成 12 (2000) 年	12 月	食品衛生課程 (食品衛生管理者・監視員) の養成施設に指定
(2001 年～現在)		
平成 18 (2006) 年	3 月	短期大学士 (食品工学) の学位授与開始
平成 19 (2007) 年	4 月	学科名を「包装食品工学科」に改称 密封技術コースと食品製造技術コースの 2 コース制導入
	9 月	本館及び図書館全面リニューアル
平成 20 (2008) 年	2 月	新体育館及び食堂完成

	3 月	短期大学基準協会による認証評価で適格認定（1 回目）
	4 月	男女共学化開始
	9 月	外国人向け短期研修開始
平成 22（2010）年	2 月	海外短期研修プログラム開始
平成 23（2011）年	10 月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）開始
	11 月	短期大学開学 50 周年記念講演会開催 高碕芳郎教育支援基金創設
平成 24（2012）年	9 月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）で履修証明プログラム開始
平成 25（2013）年	7 月	新教育実習棟（南館）完成 1F：飲料実習室 2F：教員室
	10 月	アセプティック飲料充填設備の運用開始
平成 27（2015）年	3 月	短期大学基準協会による認証評価で適格認定（2 回目）
	12 月	社会人育成講習会（包装食品工学総合コース）が、文部科学大臣より「職業実践力育成プログラム」（B P）の認定
平成 29（2017）年	4 月	包装食品工学科の 2 コース制を廃止

(2) 学校法人の概要

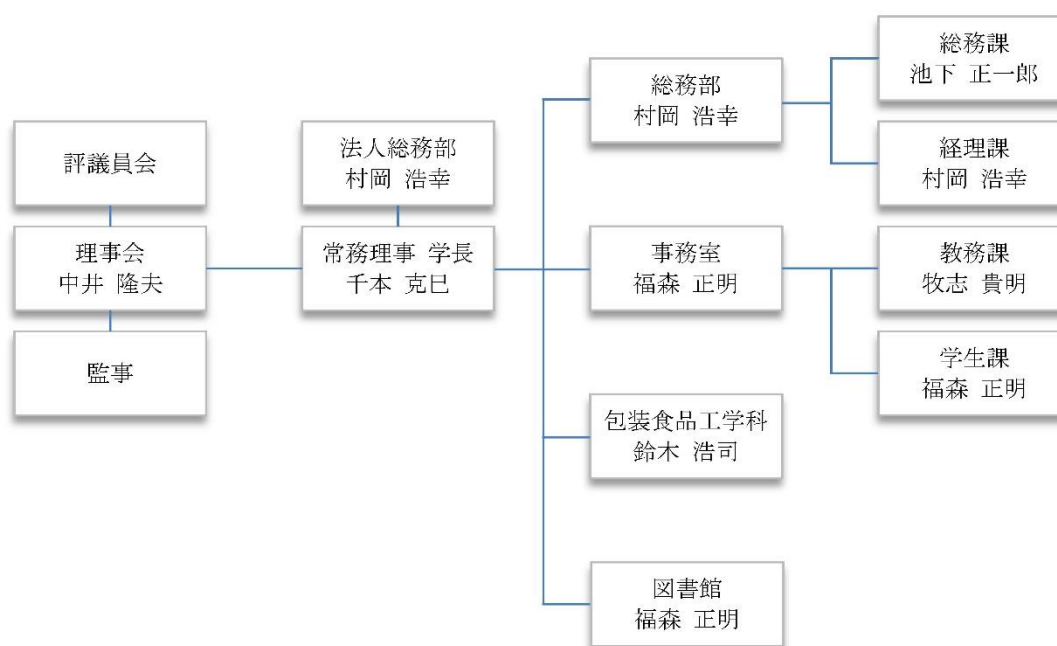
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

- 令和元年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
東洋食品工業 短期大学	兵庫県川西市 南花屋敷4丁目 23番2号	35	70	70

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 令和元年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

東洋食品工業短期大学は、JR川西池田駅西方約1キロの川西市南花屋敷に所在する。川西市は大阪府と兵庫県の県境に位置し、東は大阪府池田市、西は兵庫県宝塚市、南は伊丹市、北は猪名川町に隣接している。人口は約16万人であり、阪神間を通勤圏とするベッドタウンである。中南部には閑静な住宅街が広がる一方、清和源氏発祥の地として有名な多田神社、源満仲が開発したと伝えられる多田銀山等、数多くの名所旧跡が点在している。北部は山や河川など豊かな自然に恵まれており、一庫ダム周辺地域には兵庫県立一庫公園が整備されている。

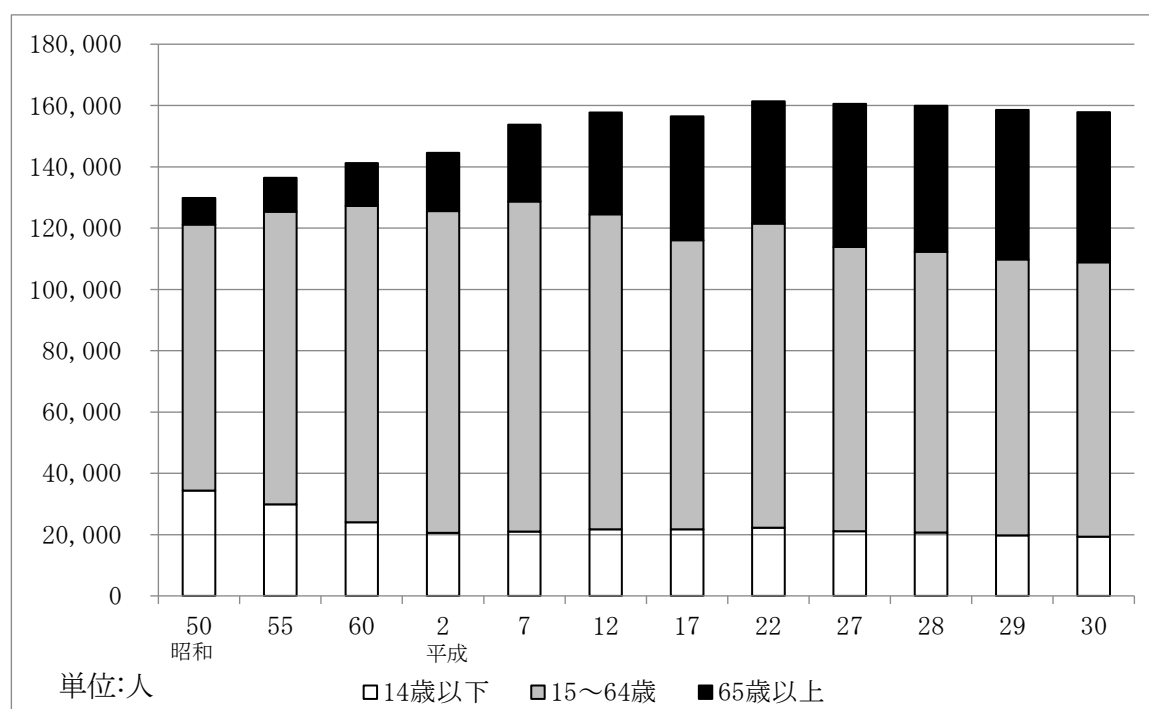
大学が所在する南花屋敷の北側は、大正時代に開発された阪神間でも屈指の歴史ある住宅地となっており、大正文化を象徴する洋館が階段状に建築され、景観形成建築物として宝塚市の指定を受けた住宅が多数ある。その中でも、本学の創設者、高碕達之助が住居として使用していた「高碕記念館」が、ウィリアム・M・ヴォーリズの設計した唯一の残存する建物（ひょうごの近代住宅 100 選選定）として名高い。

大学は、高碕達之助の私邸のあった雲雀丘の近傍に設置するという前提のもと、南花屋敷（旧 川西町大字寺畑字落掛）を建学の地とした。創設当時、大学周辺は田畑が広がる田園地帯であったが、現在は、マンションや低層住宅が立ち並ぶ閑静な住宅街となっており、男子寮、女子学生に提供している賃貸マンションも、大学から徒歩 5 分前後の住宅街にある。学びと学生生活の環境は良好である。

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

川西市は、高度経済成長期に、いわゆる大都市圏衛星都市の典型として発展し、ニュータウンの開発が相次いで行われる等、住宅都市として目覚ましい発展を遂げた。人口は、昭和 30 年代中頃から急増し、平成 12 年までは増加傾向にあったが、平成 12 年以降は 16 万人前後で推移している。年齢別に見ると、65 歳以上の高齢者人口が増加、少子高齢化が急速に進行しており、今後、人口の減少が予測される。しかし、進学適齢期である 15～19 歳の人口に関しては、川西市及び周辺市町ともに、ほぼ横ばいで推移している。

① 川西市の人口推移



② 川西市と周辺市町(兵庫県)の15～19歳人口推移

地 域	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
川西市	7905	4.9	7985	5.0	8111	5.1	8084	5.1	7944	5.0
宝塚市	11625	5.0	11851	5.1	12042	5.1	11997	5.1	11892	5.1
伊丹市	5050	2.6	4990	2.5	4977	2.5	5011	2.5	4965	2.4
猪名川町	1724	5.4	1729	5.5	1749	5.5	1770	5.6	1805	5.8

■ 学生の入学動向

本学には、全国の専門高校（農業・水産・工業）の生徒及び食品系企業の社員が多く進学してきており、短期大学としては珍しい全国区の大学である。一方、所在県の兵庫県及び隣接している大阪府からの入学は普通高校の生徒が主体となっており、入学者は全体の3～4割にとどまる。本学が所在する川西市に至っては、入学者は過去5年間で僅か7名となっている。

① 学生の出身地別人数及び割合（全国）※出身校の所在都道府県で分類

地域	平成 26年度		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	1	2.6	0		0		0		0	
東北	1	2.6	2	5.6	4	9.8	3	8.1	2	5.6
関東	0		5	13.9	0		4	10.8	2	5.6
中部	3	7.9	6	16.6	10	24.4	8	21.7	8	22.2
大阪府	6	15.8	5	13.9	3	7.3	10	27.0	5	13.9
兵庫県	5	13.2	6	16.6	11	26.8	2	5.4	8	22.2
近畿他	3	7.9	2	5.6	4	9.8	1	2.7	1	2.7
中国	6	15.8	1	2.8	0		1	2.7	2	5.6
四国	2	5.3	2	5.6	2	4.9	1	2.7	2	5.6
九州 沖縄	11	28.9	7	19.4	7	17.0	7	18.9	5	13.9
国外	0		0		0		0		1	2.7
合 計	38		36		41		37		36	

② 学生の出身地別人数及び割合（兵庫県）※居住している市町村で分類

地 域	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 26～30 年度計	
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)
川西市	1	1	3	0	2	7	20.0
宝塚市	0	2	1	0	1	4	11.4
伊丹市	0	2	1	0	0	3	8.6
猪名川町	0	0	0	0	2	2	5.7
その他	5	2	5	2	5	19	54.3
兵庫計	6	7	10	2	10	35	

■ 地域社会のニーズ

本学は、川西市に本拠地を置く唯一の大学であり、平成 21 年に川西市と包括的連携協力に関する協定を締結している。以後、川西市とは、豊かで活力ある地域社会の形成と地域の振興を図り、相互の発展を目指してきた。また、地域住民からも、住民の教養向上、文化振興の充実などを常に求められているものと考え、大学運営を行っている。

そのような要請・要望に対し、川西市、川西市商工会及び宝塚市の後援で、食の安全等をテーマにした定例講演会、出前講座等を行い、地域住民から好評を博している。また、川西市通水 60 周年記念（平成 26 年）に当たっては、「きんたくんの力水」（500ml ペットボトル水）の製造依頼があり、協力した。

■ 地域社会の産業の状況

川西市は、高度経済成長期に住宅都市として発展してきた経緯から、産業は、サービス業及び卸売・小売業、不動産業が、事業所数の 8 割、総生産額の 6 割以上を占めている。

産業分野別の状況は、下記の通りである。

- ・ 商業 高度経済成長期に市内ターミナル駅付近の再開発等が進んだことで第 3 次産業が大きく発展したものの、現在は、近隣都市への相次ぐ大規模小売店進出、店主の高齢化や後継者不足により、地域に根ざした商業が衰退傾向にある。
- ・ 工業 小・中規模の事業所数の割合が高い傾向にあり、景気低迷期に廃業や移転が相次いでいる。それにより空地となった土地では住宅開発が進み、住工混在が顕著となったことで操業環境の更なる悪化が進むなど、工業も衰退傾向にある。
- ・ 農業 農林産物の大消費地である阪神間に近接していることもあり、「キクナ」や「ホウレンソウ」などの軟弱野菜、米、いちじく、桃、切り花や切り枝、北摂栗など、数多くの農産物が生産され、市場へ出荷されている。また、里山のクヌギやコナラなどを活用した「菊炭」や「原木シイタケ」の生産も行われているなど、農業は盛んである。

■ 短期大学所在の市町村の全体図

① 全体図（兵庫県）



② 周辺図（川西市）



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
① 自己点検・評価報告書の内容充実 ② 講義、演習、実技の区分明記 ③ 学生による授業評価アンケートの実施 ④ F D 研修の受講率向上 ⑤ S D 活動実施規程の制定
(b) 対策
① 平成26年度の報告書作成において、マニュアルに沿い充実を図る。 ② 平成27年度シラバス (講義要項) より実施する。 ③ 平成26年度より実施する。 ④ 新任教員の受講を図る。 ⑤ 平成26年度に制定する。
(c) 成果
① 平成26年度報告書作成において不十分であった。平成27年度以降継続的に充実化を推進中。 ② 平成27年度に実施済み。 ③ 平成26年度に実施済み。授業改善へつなげた。 ④ 研修受講率が向上した。 ⑤ 平成26年度に制定済み。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
なし
(c) 成果
なし

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等
なし

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況
なし

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元年 5月 1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
3	教育課程編成・実施の方針	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
4	入学者受入れの方針	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学ウェブサイト※
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学ウェブサイト※

7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	本学ウェブサイト※
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	本学ウェブサイト※
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	本学ウェブサイト※ 入学試験要項 大学ポータル
12	大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポータル

※ <https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 表 方 法 等
財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学ウェブサイト ※ 本学掲示板

※ <https://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成30年度）

公的資金の取り扱いについては、「研究活動上の不正防止に関する規程」に基づき、学長を最高管理責任者、事務室長を統括管理責任者、各部署にコンプライアンス推進責任者を置き、研究活動及び研究費等の適正な運営及び管理を行う体制を構築している。

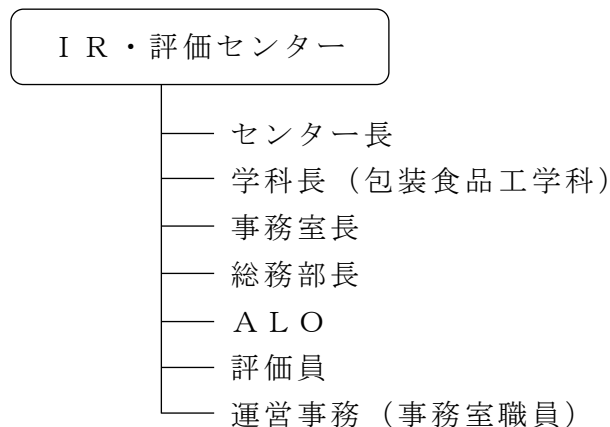
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価については、I R・評価センターがその任に当たっている。その構成員は、以下の通りである。

東洋食品工業短期大学 I R・評価センター (平成 30 年度)		
センター長	学長	後藤 弘明
センター員	包装食品工学科長・教授	鈴木 浩司
〃	事務室長	福森 正明
〃	総務部長	村岡 浩幸
〃	短期大学基準協会 A L O 図書館長、包装食品工学科教授	末松 伸一
〃	短期大学基準協会評価員 包装食品工学科教授	八木 謙一
運営事務	I R e r 事務室付課長	高野 要

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述

I R・評価センターは、「東洋食品工業短期大学 学則」及び「東洋食品工業短期大学 I R・評価センター規程」に基づき、教職員が一体となった自己点検・評価システムを構築することを目的に、平成 29 年に組織した。当センターは、自己点検・評価の企画・立案及び実施に関することはもちろん、報告書の公表、認証評価受審時における対応組織としての役割も担っている。

平成 30 年度の「自己点検・評価報告書」は、平成 29 年度に引き続き、教授及び事務職員が執筆した。執筆にあたっては、多くの教職員にヒアリングを行い、その内容を自己点検・評価報告書の記述に反映させている。

自己点検・評価を毎年実施することにより、本学の現状把握が的確に行われ、問題点が顕在化され、改善の方向性が明確になってきている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

平成 31 年 4 月 22 日	平成 30 年度 自己点検・評価報告書 作成方針並びに 執筆担当者及びスケジュールの決定
平成 31 年 4 月 23 日	執筆者に報告書作成の依頼
令和 元年 5 月 31 日	報告書原稿〆切
令和 元年 9 月 24 日	報告書原稿の精査
令和 元年 9 月 30 日	報告書完成、公表

様式 5－基準 I

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I－A 建学の精神]

<根拠資料>

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学 財団法人東洋食品研究所「50 年のあゆみ」
50 年史編集委員会 青柿堂 P22 (1988)
- (2) 2016 年 11 月 理事会議事録
- (3) 2018 学生便覧 P4
- (4) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>)
- (5) 大学案内 2019 P22
- (6) 第 577 回教授会審議事項 1 資料 新入教員教育プラン
- (7) 第 9 回大学運営会議議事録 (審議事項 1)
- (8) 東洋食品工業短期大学規程集 3-01 大学運営会議規程
- (9) 2018 年 11 月 理事会議事録
- (10) 兵庫県立農業大学校との連携協定書
- (11) 川西市とのまちづくりに関する包括的な連携協定
- (12) 川西商工会議所担当者等との会議議事録
- (13) 産業技術短期大学との連携協定書
- (14) タイ王国ランシット大学との連携協定書
- (15) タイ王国チュラロンコン大学との連携協定書
- (16) タイ王国カセサート大学との連携協定書

[区分 基準 I－A－1 建学の精神が確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は、短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I－A－1 の現状>

本学は、昭和 13 年 4 月に高碓達之助が東洋罐詰専修学校を創設したことに始まる。達之助は、昭和初期から、欧米諸国の缶詰産業の視察を通じて、欧米の缶詰と我が国の缶詰の技術格差を痛感していた。特に、日本における当時の缶詰の品質問題は、避けて通れない大きな課題であった。そのため、缶詰の基本原則を科学的側面から分析・研究し直す必要があることを説いていた。一方、国内の缶詰産業が急速に発展・拡大したことにより、缶詰業界は慢性的な技術者不足の状態にあり、これに対する養成機関も脆弱を極めた状況にあった。これらの実情を鑑み、達之助は一企業の経

営者という立場を超えて、缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究をするための教育機関となる東洋罐詰専修学校を創設した。

同校は、「缶詰業を通じて社会に奉仕し、国益を伸長する」という達之助の理想と「缶詰技術の向上への燃えるような情熱」を若者に鼓吹し、健全な精神と優れた能力を持つ人材を育成することに教育の重点を置き、「理論と実際技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」ことを目的として「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」に力を注いだ⁽¹⁾。

昭和 36 年に東洋罐詰専修学校を母体として設立された本学にもこの精神は引き継がれている。上述したように本学では、東洋罐詰専修学校創立時の理念を引き継いでおり、平成 18 年に建学の精神と教育理念を下記のように明記した。

- 建学の精神：「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」
- 教育理念：「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」

平成 28 年度まで、上記の建学の精神と教育理念を掲げていたが、大学改革の中で、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標についても検討を行った。検討を進める中で、東洋罐詰専修学校創設の目的である「缶詰技術者の育成」を建学の精神の中に盛り込む方が、本学のような単科短期大学の特徴と社会に対する貢献内容をより明確に示すことが可能であると判断し、平成 28 年 11 月に開催した理事会の審議⁽²⁾を経て建学の精神を下記のように改定した。

- 建学の精神：「心正しく、誠実と勤労の精神を尊び、包装食品工学の理論と技術をあわせ修めた包装食品業界の担い手を育成する」

新しい建学の精神には、本学が目指す教育の理念・理想が明確に示されていることから、教育理念については廃止した。既に述べてきたように、建学の精神には、本学が目指す教育の理念・理想が明確に示されている。

本学の建学の精神には、「心正しく、誠実と勤労の精神を尊び」との文言により、人格的に優れている人材の育成を謳っており、更に後半の「包装食品工学の理論と技術をあわせ修めた包装食品業界の担い手を育成する」の部分により、大学としての専門性を明確に表している。したがって、本学の建学の精神は、例えば教育基本法第一条にある「教育は人格の完成を目指し」と高い整合性があり、更に同法第七条に記された「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」との記載を満たしている。また、本学は、包装食品工学という生活に欠くべからざる学問分野を教育・研究する高等教育機関であり、そのことが建学の精神に明記されている。したがって、建学の精神により、本学の公共性と独自の位置付けが、第三者にも理解しやすく示されており、本学の建学の精神は、私学の独自性や公共性を重視する私立学校法に適合している。

本学が存在する意義を建学の精神に盛り込み、建学の精神を学生に周知し、何のために学ぶのか、何を目指して学ぶのか、を常に意識させるため、学内においては、学生便覧⁽³⁾で明確に記載し、入学時のオリエンテーションで説明を行っている。更に、学内の教職員及び学生が集まる主な場所には、建学の精神を記したパネルを掲示して

いる。また、学外に対しても、本学ウェブサイト⁽⁴⁾に上記内容を掲載しているほか、大学案内⁽⁵⁾で建学の精神を示すとともに、本学の特色を明記している。

新たに教職員を採用した場合には、着任から 2 週間以内に学長もしくは学科長が建学の精神や教育方針を説明することを平成 29 年度よりルール化⁽⁶⁾しており、建学の精神を学内において共有化できている。

また、新入学生に対しては、入学前の事前学修の一環として、配付資料の中に本学建学の精神を掲載し、それぞれの感想や考えを求め、課題レポートとして全員に提出させている。このほか、事前学修の課題の一つとして本学の創設者である高碕達之助に関する調査レポートを課して、その人物像の感想を求め、創設時より本学が目指しているところを理解させるよう努めている。

更に、理事長室、学長室、教員室、事務室には建学の精神等を記したパネルを、本館内の学生が集まる場所には本学の一連の特徴を示すパネルを掲示し、その中に建学の精神以下を記載し、常に周知できるようにするとともに、広く教職員並びに学生が共有できるようにした。

本学では、建学の精神、教育研究上の目的と目標については、大学運営会議に諮り、現状は 1 年に 1 回の頻度で見直しを行っている⁽⁷⁾。建学の精神、教育研究上の目的と目標の点検・見直しに関しては、大学運営会議規程⁽⁸⁾に明記されている。既に述べたように、本学の建学の精神、教育研究上の目的と目標は、平成 28 年 11 月に開催した理事会⁽⁹⁾の審議を経て改定を行った。理事からは、「現在の建学の精神よりも簡潔で覚えやすいものがないか」との意見があった。

理事会での意見に基づき、高碕達之助の研究者で、本学歴史学の授業も受け持っている非常勤講師にも、高碕達之助の東洋罐詰専修学校創設に関連したことばや文書の調査を依頼し、これらの中で、本学に相応しい、覚えやすく簡潔な表現があれば、現在の建学の精神と比較検討することとした。その結果、「改定は必要なし」と結論づけ、平成 30 年 11 月の理事会に諮り、承認された。このように、建学の精神については、本学創設時の社会に対する大義と熱い思いを踏襲しつつも、時代の要請など、必要性が生じた場合には改定を加えられる仕組みが整備され、実施されている。

[区分 基準Ⅰ－A－2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準Ⅰ－A－２の現状＞

本学では、年１回１１月、市民対象の「定例講演会」を実施している。この定例講演会は、地元自治体の川西市と宝塚市から後援をいただいている。平成３０年度講演会では３名の外部講師を招き開講したが、聴講希望者多数につき、一部希望者には聴講をお断りする結果となった。最終的には１８１名の参加者で実施し、質疑応答も活発に行われ、例年以上に盛況であった。

オープンキャンパスは年２回（８、２月）開催し、受験予定の高校生のみならず、その保護者や親戚、地域住民の方に本学を知っていただくための公開行事としている。本学の特長である実学重視の教育方針を理解していただくため、食品製造実習、密封実習、微生物実験、食品分析実験を模した体験実習を実施している。市民からは「本学が何を教育しているのかがわかった。容器詰食品・飲料の大切さを再認識した。」との声をいただいている。平成３０年度の実施結果に基づき、２月のオープンキャンパスは日程と実施形態の変更が望ましいと結論づけ、改善案として平成３１年度より６月、７月にミニオープンキャンパスを計画している。

社会人教育については、教育基本法第７条及び学校教育法第８３条の規定に定められた履修証明制度に基づき、社会人等の学生以外の者を対象とした学習プログラム（履修証明プログラム）を「社会人育成講習会」の名称で、学生の夏季休業期間中に実施している。本学の社会人育成講習会は、１週間の「密封技術コース」「食品製造技術コース」「食品分析技術コース」の３コース、２週間の「密封総合コース」「食品総合コース」、更に２週間コースを組み合わせ、平成２７年度に文部科学省の職業実践力育成プログラム（ＢＰ）に認定された４週間の「包装食品工学総合コース」がある。４週間コースでは、講習会の最後に筆記試験を行い、その合格者に対して履修証明書を付与している。４週間コースは前半２週間の「食品総合コース」のみを先に受講し、次年度以降に「包装食品工学総合コース」の３週目に編入するパターンも準備しており、社会人の学修時間を配慮したコース設計を行っている。各種コースを準備していることから、社会人が日常業務で抱えている問題解決、スキルアップ、学び直しに利用されている。したがって、「社会人育成講習会」は公開講座、生涯学習の側面を持ち合わせていると考えている。平成２９年度受講生１３名（４週間コース２名）に対して、平成３０年度受講生は２８名（４週間コース９名）と増加させることができた。

なお、本学では、学修の機会を広く一般の人々に開放することを目的に、ひとつまたは複数の科目について履修を認める制度（科目等履修生制度）を設けており、通常の学生と同様に、期末試験等を受けてその科目の単位を修得するが可能となっている。

本学は、兵庫県立農林水産技術総合センターが進めている県産品の６次産業化の推進に協力している。同センター管轄の兵庫県立農業大学校とは平成２８年７月に「大学間連携協定」を締結⁽¹⁰⁾して、教育研究の連携、教員及び学生の交流、地域社会への貢献を行っている。この連携協定に基づいて、平成３０年度は兵庫県立農業大学校の１年次生が本学の実習設備を利用して、容器詰めカレーやジャムの製造実習を行った。また、本学からは教授を派遣し、兵庫県立農業大学校における食品製造実習の指導や講義を実施した。この交流は平成２８年から継続しており、平成３１年度も実施に向けて担

当教員間での調整を行っている。

地元川西市とは、平成 21 年から、まちづくりに関する包括的な連携協定を締結し⁽¹¹⁾、市と大学相互の人的・知的資源の交流と活用を行っている。また、本学は川西市商工会の会員になっており、商工会とは不定期であるが情報交換を継続している⁽¹²⁾。また、本年度は川西市教育委員会からの要請により、8 月に「川西市生涯学習短期大学（レフネック）」にて包装食品工学の 4 回のオープン講座を担当し、広く市民の皆様への理解を広めた。このほか、川西市南公民館によるイベント「夏休み子ども科学実験教室」の会場として、本学設備を提供したり、川西市生涯学習短期大学レフネックの課外講座「かわにし郷土教室」の一環として、本学施設の紹介並びに包装食品製造実演を行った。

県立農林水産技術総合センターとの情報交流に基づき、独自研究ではあるが、凍結乾燥技術を応用した地元特産品の加工食品開発に着手した。このほか、調理機器メーカーとの共同研究や食品包装資材メーカーとの受託研究など包装食品業界の発展に寄与する様々な研究を行っている。また、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会とは協力関係にあり、巻締主任技術者資格認定講習会は場所の提供、レトルト食品製造技術主任技術者講習会は、場所の提供及び教員を年 2 回、講師として派遣している。

企業主催の包装食品を啓蒙する試みでは、(株)万代・はごろもフーズ(株)殿の共同企画「夏休み！家族でつくろうシーチキン」で、大学設備の貸出し、缶詰製造体験を行い、地域・社会貢献に寄与している。

教育機関との協定は、兵庫県立農業大学校以外に、産業技術短期大学、タイ国のランシット大学、チュラロンコン大学及びカセサート大学と締結^(13、14、15、16)しており、教員及び学生の交流を図っている。

協定は締結していないが、奈良女子大学からは毎年 3 年次の学生が来学し、加工食品に関する講義と缶詰の製造実習（巻締体験含む）を受講している。平成 30 年 12 月には畿央大学からも学生を受入れ、体験学習、講義を実施した。また、未就学児を対象とした活動として、本学微生物の担当教員が地域の保育園を訪問し、科学に親しんでもらう取り組みも行っており、平成 30 年度は 5 歳園児が持参した物を実体顕微鏡で観察してもらう「保育園での科学あそび」を実施した。2018 年 11 月には、千葉県立現代産業科学館で行われた宇宙日本食と食品保存技術の企画展として催された「宇宙の味（そらのあじ）」（2018 年 10 月 13 日～12 月 2 日開催）に参加した。この活動は、現代産業科学館の学芸員からの依頼がきっかけとなり実現し、企画展開催中に缶の二重巻締実技講座として 2 名の教員を派遣した。実技講座では、多くの子供達やその保護者に対して、缶詰製造を通して本学の魅力を伝えられたと考える。また、本講座に興味を持っていた参加者の中には J A X A（宇宙航空開発研究機構）の方も含まれており、本学での講演会や本学の缶詰技術の可能性に関して次年度への活動へとつなげることもできた。さらに、2019 年 2 月には、滋賀県立湖南農業高等学校に対し食品容器に関する座学教育、2019 年 3 月に、二重巻締及びキャッピングの出前授業（実習）を実施した。

本学は、川西市とのまちづくりに関する包括的な連携協定⁽¹¹⁾に基づき、災害対策用

品の保管や災害時の緊急避難場所の提供等に協力している。また、毎年 5 月と 10 月には、寮生を主体とする近隣自治会のクリーンキャンペーンへの参加を通じて、地域社会に貢献している。更に、毎年 10 月に日本赤十字社に献血会場を提供し、団体献血を行っている。

＜テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神の課題＞

本学の建学の精神に基づけば、包装食品業界の次世代を担う人材を輩出するだけでなく、包装食品に関する研究を通じて知識や技術の重要性を広く社会に伝えていくことも重要な役割である。また、現場に直結する実践的な研究を通して地域社会や業界に貢献することも本学の重要な役割であり、更に注力する必要がある。

限られた時間、費用、人的資源の中で、十分な実績を上げていく工夫が必要である。そのためにも独自研究成果の一方通行的な発表だけに留まらず、今後も、企業、大学、研究機関との交流から研究課題を探索し、解決のための研究を進めていく必要がある。さらに、包装食品業界が直面している現場の問題に対して、本学の知識、技術を応用した解決策を提供することや、新製品の開発・実用化に対する技術支援を通じた包装食品業界への貢献をさらに増やしていくことが今後の課題である。

＜テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神の特記事項＞

本学は、実機（実際に食品企業で製造に使用している機器）レベルの教育・研究用包装食品の実習設備を有しており、兵庫県立農業大学校や奈良女子大学等に対して、本格的な包装食品の製造体験を提供している。このような体験は他学ではできない内容であり、非常に有意義な体験として継続的に実習の依頼を受けている。平成 30 年度は、これらの体験型学修の理解度を更に上げる目的で、本館 1 階の実習室に映像設備を設置し、映像による効果的な講義資料の提示、判りやすい実習機器の操作説明などの改善策を講じた。また、密封技術関連の教育設備としては金属容器だけでなく、プラスチック容器の密封用実習機器の充実を図り、包装容器の多様化への対応を進めている。

[テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果]

＜根拠資料＞

- (1) 2018 学生便覧 P4
- (2) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>)
- (3) 2018 年度生 カリキュラム案内（履修の手引き）P10
- (4) 2018 年 10 月 大学運営会議議事録
- (5) 2019 年 1 月 大学運営会議議事録
- (6) 2018 年度生 カリキュラム案内（履修の手引き）P4～P5
- (7) 2018 年 9 月 大学運営会議議事録

(8) 2018学生便覧 P5～P6

〔区分 基準Ⅰ－B－1 教育目的・目標を確立している。〕

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ－A－6）

＜区分 基準Ⅰ－B－1の現状＞

本学は、昭和 13 年に高碓達之助が創設した東洋罐詰専修学校を母体として昭和 36 年に設立されたが、短期大学への改組後は、時代の要請から、缶詰技術のみにとどまらず、内容品も含めた広大な食品科学分野に及ぶ技術の修得が必要となった。

そこで本学は、「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」を建学の精神とし、「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」という教育理念のもと、教育目的・目標を定め、教育研究活動を行ってきた。

教育研究上の目的と目標は、学生便覧⁽¹⁾や本学ウェブサイト⁽²⁾等に明記した。入学時のオリエンテーションでは十分な時間を費やし、学生に説明を行った。また、少人数教育の利点を活かして、教職員が学生に普段から教育研究上の目的と目標に沿った指導を行っている。そのほか、教育研究上の目的と目標を記載したパネルを、学生、教職員が常に目につく場所に掲示し、それらが浸透するよう努めている。また、学外に対しても、本学ウェブサイトや自己点検・評価報告書によって、内容を広く表明している。

平成 28 年度に実施した大学改革では、建学の精神（教育理念）を改定しているが、建学の精神と併せて教育研究上の目的と目標の検討を行った。また、平成 29 年度末に開催した大学運営会議における教育研究上の目標の見直しにおいて、シラバス（講義要項）等との整合性の観点から「輸送・保管」を「保管」に修正することとした。その結果、本学の特徴を活かしながら、時代の要請に応えるため、以下に示す内容に改定した。

＜教育研究上の目的＞

包装食品製造に関わる理論と技術の教授ならびに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する。

＜教育研究上の目標＞

- ・ 包装食品製造を支える「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」の各工程に関連した専門知識や技術を身につけるとともに、包装食品製造全体を見通す視野と応用力を養う。
- ・ 包装食品製造に深く関係する各種資格の取得を奨励し、資格に裏打ちされた高い技術力を養う。
- ・ 人格教育に基づき、包装食品製造を担うことができる人間性を醸成する。
- ・ 包装食品業界の発展に寄与する実践的な研究を行う。

平成 30 年度は、この改定内容を踏まえた教育研究活動を行った。

[区分 基準 I－B－2 学修成果を定めている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科の学習成果を学科の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I－B－2 の現状>

本学は単科短期大学であるため、学科の教育課程の学修成果がそのまま大学としての機関レベルの学修成果となる。また、教育課程を構成する各科目の学修成果として、科目の修得目標が存在する。つまり、本学の学修成果は教育課程の学修成果と教育課程を構成する各科目の学修成果（修得目標）で成り立っている。

先に述べたように、平成 28 年度に建学の精神、教育研究上の目的と目標を改定した。また、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の改定も行った。

学修成果は、卒業認定・学位授与の方針に対応する形としており、平成 30 年度の 1 年次生向けシラバスには、卒業認定・学位授与の方針、学修成果、学修成果の測定方法と開示方法について明記⁽³⁾した。

平成 30 年度は、卒業認定・学位授与の方針及び学修成果について点検を実施した。現行の卒業認定・学位授与の方針には、「将来、リーダーとして活躍したいという意欲」が記述されているものの、この意欲に関わる学修成果の測定が難しく、この意欲を伸ばすことを主眼に置いて教育課程を構築していないため、卒業認定・学位授与の方針として掲げるのは不適切ではないかと意見が出された。そこで、審議を重ねた結果、「包装食品製造プロセスにおいて、各工程の役割とつながりを理解し、問題解決を行う資質（知識、技術、応用力）を身につけていること」に改定することにした⁽⁴⁾。

続いて、この卒業認定・学位授与の方針の改定に伴う学修成果の見直しを実施した。審議を重ねた結果、現行の学修成果 6（リーダーを目指して、意欲的に目標を設定し、遂行できる。）を削除すること、学修成果 5 を「食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。」に変更することに決定した。

また、新たな学修成果の測定方法と開示方法について見直しを実施した。学生に自らの学びの成果を分かりやすく知ってもらうことを念頭に置いて検討を進めた。その結果、① 8 つの学修成果について、「自己評価」、「成績による評価」、「教員によるアドバイス」の 3 つの観点で開示すること、② 成績による評価は、「講義、演習、実技科目：G P（グレード・ポイント）×1 倍」、「実験、実習科目：G P ×3 倍」の総和に基づき、5 点満点で算出すること、③ 前期末試験並びに後期末試験の結果とともに学生本人と保

護者に通知することにした。これらの実施事項に関しては、平成 31 年度シラバスに明記し、平成 31 年度 1 年次の学修成果⁽⁵⁾に反映させることとした。

学修成果の量的・質的データとしては、個々の科目で行われている成績評価が学修成果の主要な量的・質的データとなっている。成績評価の方法は授業形態によって違いが見られ、講義においては試験によるものが多い。実験・実習では、習熟度やレポートによって評価する場合が多い。本学の建学の精神にも関わる重要な学修成果である人間性を評価するために、受講態度等を評価する科目もある。何れにしても成績は全て 100 点満点で算出され、定量的に学修成果の達成度を測定可能である。本学は単科短期大学であることから、科目レベルの学修成果の定量データを集積することで、本学の教育課程における学修成果の達成度が定量的に測定することが可能となっている。なお、本学のカリキュラムは実験・実習を重視しているため、単位数の違いを考慮せず、各科目とも 100 点満点の成績評価を基本としているが、参考比較のため、単位数当たりの成績評価である G P A（グレード・ポイント・アベレージ）も算出し、比較している。全ての成績評価は「成績の連絡」に記載し、前記、卒業認定・学位授与の方針と学修成果の結果とあわせ、学生本人と保護者に通知しており、学生と保護者が本人の学修成果の修得状況をつかめるようになっている。

教育課程の学修成果については、学生の成績データや資格取得状況、あるいは社会全体や食品業界の情勢を念頭に置きつつ、カリキュラム委員会、学修支援委員会、そして教授会で検討した。各科目の学修成果については、教育課程の学修成果を念頭に置きながら、担当教員がシラバス作成時に点検を行った。

〔区分 基準 I－B－3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I－B－3 の現状＞

文部科学省から発表された、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日 大学教育部会）に基づき、平成 28 年度に、三つの方針（三つのポリシー）の改定作業を行った。その結果、本学が定める三つのポリシーは学校教育法施行規則に適合したものになった。また、改定後の三つのポリシーに基づき、カリキュラムを包装食品工学の基礎となる必修コア科目と資格取得に関係するステップアップ選択科目に再編

成し、包装食品工学全体のつながりを明確にするため、包装食品工学を、食品製造工程を構成する七つの分野と食品製造工程全体を支える五つの分野に分けた概念図及びカリキュラムマップ⁽⁶⁾を作成した。

平成 30 年度は、先に述べたように、卒業認定・学位授与の方針について一部改定した。なお、この改定に伴い、三つのポリシーの関連性に齟齬が生じないことを確認した。また、三つのポリシーの妥当性の点検及び評価を実施した。教育課程編成について、実際に授業を受けている学生の代表者（2 名）を交えて審議⁽⁷⁾した。学生からは、「本学では、1 年次で各分野の基礎やつながりを学び、学生一人ひとりが、自分のやりたいことや適性を探ることができ、2 年次になると、やりたい分野を選んでその応用を学べるような仕組みになっている」、「実習・演習・実験においてグループ学修の機会が数多く設けられているおかげで、コミュニケーション能力が高まったと実感している。」など多くの意見が出された。したがって、本学の様々な取り組みは、実際に学ぶ学生の視点から見ても、三つのポリシーに合致したものといえる。

これら三つのポリシーについて、本学ウェブサイト⁽²⁾上での公開、学生便覧⁽⁸⁾への記載等により、広く周知するように取り組んでいる。なお、平成 31 年度は、大学案内にも記載する予定である。

＜テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果の課題＞

平成 30 年度は、学修成果の一部改定及び学修成果の測定方法と開示方法について見直しを行った。しかしながら、各科目の修得目標がどの学修成果に対応するか、その判断基準が曖昧である。

＜テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果の特記事項＞

食品業界を取り巻く国内外の社会情勢・技術動向は、近年大きく変化している。これらの変化に対応するように、本学では卒業認定・学位授与の方針と学修成果の点検・見直しを行い、科目ごとに設定されている修得目標との関連付けを行った。学修成果の継続的な点検・見直しは、引き続き、カリキュラム委員会及び関連する委員会にて、定期的に行う。

〔テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証〕

＜根拠資料＞

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集3-03 I R・評価センター規程
- (2) 2018 年度 第 1 回 I R・評価センター会議議事録
- (3) 2017年度 第6回 F D 委員会議事録
- (4) 2017年度 第6回大学運営会議議事録

〔区分 基準Ⅰ－Ｃ－１ 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準Ⅰ－Ｃ－１の現状＞

本学では、平成 29 年 2 月に自己点検・評価活動を担う組織として、ＩＲ・評価センターを設置し、ＩＲ・評価センター規程⁽¹⁾を作成した。平成 29 年 4 月から運用を開始した。センターのメンバーは学長、学科長、事務室長、総務部長、ＩＲ担当職員、その他学長が必要と認めた者で構成されている。この構成メンバーに教授等を加えた 11 名で、平成 30 年度の自己点検・評価報告書の作成作業を行う⁽²⁾。これらのメンバーには、本学の委員会において委員長を務めているものがほとんど含まれており、自己点検・評価の結果がすぐに各委員会で検討され、大学改革に役立つよう配慮されている。

自己点検・評価活動は定期的に行われており、センター会議の議事録によって活動内容を記録している。日常においても、組織レベルでは、各種委員会が中心となり、自己点検・評価報告書で抽出された課題に対し様々な提案がなされ、改善を行っている。

個人では、教学部門において平成 30 年度より各教員の役職に応じた考課基準を新たに制定し、運用を開始した。新規に設定した考課基準は、教授、准教授、講師、助教の区分並びに、実務家教員と一般教員で区分し制定した。考課基準は能力考課、業績考課、行動考課に大きく分類し、項目ごとにＳ、Ａ、Ｂ、Ｃ評価を行うものである。併せて実務家教員は昨年度も使用した「目標管理シート」の併用、一般教員は研究内容に関する取り組みをまとめた「テーマ年間計画書」を併用し、教員自身の評価とＰＤＣＡサイクルを回すことによるステップアップを図ることができる仕組みを導入、運用をおこなった。

自己点検・評価報告書は、毎年製本後、図書館閲覧室の書架に配架し、誰でも閲覧できる状態にしている。また、本学ウェブサイトにも掲載し、より多くの人へ情報提供できるよう努めている。

各種委員会の委員長は、ほとんどが自己点検・評価活動の構成メンバーであり、自己点検・評価で挙げられた課題に対して、各委員会が迅速に対応できる体制となっている。本学教職員は少なくとも一つ以上の委員会に所属していることから、全ての教職員が自己点検・評価活動に関与しているといえる。

高等学校等関係者に対する意見聴取については実施していない。

各教員は評価によって得られた成果を自由に活用し、自らの業務改善に努めている。

[区分 基準Ⅰ－Ｃ－２ 教育の質を保証している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための P D C A サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準Ⅰ－Ｃ－２の現状>

基準Ⅰ－Ｂ－２で述べたように、各科目の成績及び資格取得状況をもとに学修成果を定量的に評価可能である。これをもとに、教育課程の学修成果の達成度を評価し、カリキュラムの再編成や補習等の学修支援の対策を講じている。これらの施策決定や実務を担う組織として、平成 29 年 1 月に学生支援委員会から改組した学修支援委員会を設置するとともに、平成 29 年 4 月には、教授会の上部組織である大学運営会議を設置した。一方、個々の教員においても、成績等の結果に基づいて指導方法や指導内容の検討を行っている。

学外の視点で教育の質を保証するために、平成 29 年度も就職先企業に対してアンケート調査を行い、本学のカリキュラムや卒業生が身につけた学修成果、能力を評価してもらった。また、公益財団法人東洋食品研究所の構成員や本学のステークホルダー等で構成される評議員会や近隣の食品会社から、教育内容についての評価を聴取した。

これらの学内外における学修成果の査定の方法は、F D 委員会、カリキュラム委員会において定期的に点検・見直しを行っている⁽³⁾。

委員会活動や、教員個人による教育の質保証の仕組みとして、本学では年に 2 回、前期及び後期終了時に各教職員が基準Ⅰ－Ｃ－１で述べた考課基準を用い、自らの評価を元に学科長あるいは事務室長、そして学長との面談を行う。また、前期及び後期終了後に、F D 委員会主催で学生による授業評価アンケートを行っており、結果は各担当教員にフィードバックされ、各教員はそれをもとにして授業改善計画を立て、F D 委員会に提出している。更に、平成 27 年度から F D 委員会主催で授業参観制度をスタートした。教員は同僚の授業を参観し、優れた取り組みがあれば自分の授業に採り入れるようにしている。

平成 30 年度は全学的な F D 活動として、外部講師を招いて 3 回の F D 研修会を開催した。また、L M S（ラーニング・マネジメント・システム）の一種である G l e x a

（グレクサ／株式会社VERSION2 製）の運用を拡大した。そのほかに、関西地区FD連絡協議会を通じて公開される学外ワークショップの情報を、FD委員会から教員に配信しており、教員はこれに適時参加している。特に、新任教員には「授業の基本」ワークショップを受講するよう指導している。平成25年度からは、カリキュラム委員会が学修状況把握調査を行っている。学生の学修方法や学修時間等が明らかになり、これを各教員が授業計画や学修指導方法にフィードバックできるようになった。

また、本学では、専門科目で学修する包装食品製造に関する総合的な学修成果の到達度を、試験等とは別に測定し、不足している分野の学修を深めさせる、ステージゲートと称する取り組みを行っている。

平成29年度は学年末に1年次で学修する専門必修科目のエッセンスとなるキーワードが、どの分野のキーワードになるか問う形式で実施したが、キーワードの設定や、記入方法等、実施において混乱も認められた。平成30年度はこの点を改善、キーワード群をあらかじめ記載しておき、そのキーワード群が本学で学ぶ食品製造工程を直接的に支える七つの分野、「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」並びに、それを支える五つの分野、「食品衛生」「品質管理」「衛生管理」「検査」「関連法規」のどれにあてはまるかを選択させる方式に変更した。結果、運用の混乱もなく実施することができた。ステージゲートは、学生自身に自らの学びの不足部分を認識させ、その面談を通じての学生への指導を行うことで、試験等による一過性の評価では把握し難い包装食品製造プロセスにおける応用力の測定と学修成果の質向上を達成できる仕組みである。

また、2年次生に対しては、平成30年度が初めての適用となったため、さば水煮缶詰のフローダイアグラム（原料の受入れから出荷までの工程の流れを記述した図）を活用し、重要工程の穴埋めや、その工程で必要とされる知識を記述式で解答する方式を採用した。フローダイアグラムで問いかけるべき質問に関しては、まだ改善の余地はあるが、概ね今回の形をベースに次年度の改善につなげていく。

このほか、平成29年度から行っている、新入生に対するプレイスメントテストは継続し、学力に応じてリメディアル教育を実施している。リメディアル教育によって、短期大学入学以前の学習が不十分で、本学専門教育について行けない可能性が高い学生に対しても、本学の学修内容を理解するための下地を醸成している。

このように平成30年度は仕組みの改善を行うことで、組織として、また、当該年度の目標を設定することで、個々の教員レベルでもPDCAサイクルを回すことによって教育の向上・充実を目指す仕組みを設けている。

学校教育法等の大学関係法令、短期大学設置基準、食品衛生法等の関係法令の変更や資格に関する情報は、通達があり次第、学内の関係部署に回覧している。また、カリキュラムや入試制度等に変更を加える場合は、関係法令や学習指導要領、他大学の状況等を確認し、法令を遵守している。

＜テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証の課題＞

教学部門においては、各教員の考課基準を設定し運用を開始した。評価者における1次評価者、2次評価者の設定、評価基準内容自体の見直し、評価回数（現状前期、後期の2回）に関しては見直しが必要であると考え、次年度の取り組みとする。事務部門においては従来の考課基準で運用しているが、現状の考課基準では本学が職員に求める具体的成果や職位に応じた評価が不十分であるため、今後、改善が必要である。

高等学校等関係者への自己点検・評価活動の意見聴取については、今後、高校訪問等の機会を利用して実施する方向で検討する。

＜テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証の特記事項＞

本学は、ステージゲートと称する独自の取り組みを行っているが、平成30年度は運用方法に関して改善を図った。

結果、試験等による一過性の評価では把握し難い包装食品製造プロセスにおける応用力の測定と、学修成果の質向上を達成できる仕組みを構築することができた。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、平成29年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画に対する実施状況は以下の通りである。

- ① 建学の精神、教育研究上の目的と目標については、大学運営会議に諮り、年に1回の頻度で妥当性の検証を行っている⁽⁴⁾。なお、平成30年度については変更はない。
- ② 自己点検・評価報告書の作成作業は当該年度末にスタートし、公開を可能な限り早める点に関しては、予定通り年度末より報告書作成の準備に入ることができている。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ① 建学の精神に基づき、包装食品に関する知識や技術の重要性を広く社会に伝えていくことが本学の重要な役割である。この点に関して、更に多くの情報発信を行うべく、若年層への体験学習を含めた出前講義の継続や社会人教育・生涯教育の充実を図る。地域特産品に関する研究や6次産業化に関連した研究、あるいは包装食品製造現場の課題を取り上げた実践的研究等、を通じて地域・社会貢献を進める。
- ② 教育の効果として、学修成果と科目との対応表については、カリキュラム委員会を中心として次年度も議論を継続し、点検、見直しを継続する。

- ③ 内部質保証としては、教育の質を保証するため、定期的に査定の手法を点検する必要がある。このため、教学部門の考課基準の見直し並びに事務部門の考課基準の設定を行う。

様式 6－基準Ⅱ

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程]

<根拠資料>

- (1) 2018 年度生 カリキュラム案内（履修の手引き） P10
- (2) 2018 学生便覧 P5
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 1-01 学則 別表 1（第 18 条・第 23 条関係）
- (4) 2018 学生便覧 P26
- (5) 2018 年度生 カリキュラム案内（履修の手引き）/シラバス（講義要項）
- (6) 2018 年 8 月 第 2 回 IR・評価センター会議議事録
- (7) 2018 年度生 カリキュラム案内（履修の手引き） P12～P14
- (8) 2019 年 3 月日本缶詰びん詰レトルト食品協会との意見交換会備忘録
- (9) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>)
- (10) 2019 年度入学試験要項
- (11) 第 11 回から第 14 回大学運営会議議事録
- (12) 第 604 回教授会議事録
- (13) 第 10 回大学運営会議議事録
- (14) 2018 年 9 月度教職員連絡会議事録

[区分 基準Ⅱ－A－1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ－A－1 の現状>

本学は、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に沿った学修成果に対応する卒業認定・学位授与の方針を作成し、運用していた。しかしながら、これらは中央教育審議会大学分科会大学教育部会（以下「中央教育審議会」という。）が示す卒業認定・学位授与の方針の策定指針と乖離している部分があり、平成 28 年 3 月に中央教育審議会が提示した三つのポリシーに関するガイドラインに沿って、平成 28 年度に卒業認定・学位授与の方針を改定した。平成 30 年度には、大学運営会議において三つのポリシーの点検を行い、本学の教育のねらいに必ずしも合致していない一部の内容を改め、本学

の卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を満たした内容に改定した。

＜平成 30 年度に改定した卒業認定・学位授与の方針⁽¹⁾＞

東洋食品工業短期大学は、建学の精神に基づき、以下に掲げる要件を充たした学生に対して、卒業を認定し、短期大学士（食品工学）の学位を授与します。

- ◆ 食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身につけていること。
- ◆ 包装食品製造プロセスにおいて、各工程の役割とつながりを理解し、問題解決を行う資質（知識、技術、応用力）を身につけていること。
- ◆ 自らの意見を相手に正しく伝えられるとともに、相手の意見を傾聴できるコミュニケーション能力を身につけていること。
- ◆ すべての必修科目を含む合計 62 単位以上を修得していること。

上述した卒業認定・学位授与の方針には、包装食品業界を担っていくために必要な本学の学修成果が記載されている。特に、第一項、第二項に記載の内容は、基準Ⅰに示した建学の精神と深く関わっており、本学の前身である東洋罐詰専修学校の創設者である高碓達之助の意志を反映したものとなっている。また、学位を授けるにあたって、何が必要とされるかを平易な言葉で具体的に記している。

食は人の命を支える大切なものである。特に本学が教育する包装食品の分野では、製品を長期保存する間、安全に美味しく喫食できることが重要であり、第一項、第二項の記載は、包装食品業界を支える人間にとって欠くべからざる要件である。この意味において、本学の卒業認定・学位授与の方針は、包装食品工学を教授する本学に相応しいばかりでなく、社会的にも通用するものといえる。また、就業先において多様な人々と協働して業務を成し遂げる上でコミュニケーション能力は欠かすことができない。したがって、第三項は社会人となるにあたって身につけているべき、社会的に通用する要件と判断される。

卒業認定・学位授与の方針を含む三つのポリシーについては、平成 28 年度に就業力育成支援委員会において検討し、中央教育審議会のガイドラインに基づいて改定した。就業力育成支援委員会は平成 28 年度でその役目を終え、平成 29 年度以降は大学運営会議にその活動が引き継がれている。したがって、三つのポリシーについては、大学運営会議において定期的に点検・見直しを実施することになる。平成 30 年度の卒業認定・学位授与の方針の点検・見直しは、この流れに沿って実施した。

[区分 基準Ⅱ－A－2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

- (2) 学科の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
- ① 学科の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科の場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ－A－2の現状>

卒業認定・学位授与の方針と一貫性をもたせるように、教育課程編成・実施の方針も平成 28 年度に改定した。以下にその内容を掲載する。

<平成 28 年度に策定した教育課程編成・実施の方針⁽²⁾>

東洋食品工業短期大学は、卒業認定・学位授与の方針に記載した学修成果を学生が獲得できるよう、以下に示した方針に従って教育課程を編成・実施します。

- ◆ 知識偏重に陥らないようにするため、演習、実験・実習を主体とした科目編成を実施します。
- ◆ 自立的な学修を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるため、演習・実験・実習においてグループ学修の機会を数多く設けます。
- ◆ 専任教員一人当たりの学生数を低く抑え、懇切丁寧な指導を行います。
- ◆ 学生一人ひとりが各科目間のつながりを確認し、応用力を高めるため、学年末にステージゲートを設けます。これにより、学修到達目標を意識することができるとともに、自らの応用力の進歩を明確に把握することができます。
- ◆ 学生が主体的に成長していくため、「卒業時の目標とする姿」を描かせ、その目標に向かって努力する過程を教職員がサポートします。
- ◆ 2 年間で全ての必修科目を含む合計 62 単位以上の科目を修得できるよう、カリキュラムを設定します。

なお、教育課程編成・実施の方針については、今後、継続的な点検・見直しを実施する。

本学の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。本学では、伝統的に体験・経験を通した学びを大事にしてきた。卒業認定・学位授与の方針においても、実践的な知識・技術・問題解決能力の修得を重要視している。これを実現するための教育課程編成・実施の方針として、演習、実験・実習を主体とした科目編成を謳った。更に、食品製造現場で活躍できる資質(知識・技術・応用力)を養うために、科目間のつなが

りを確認し、応用力を高めるためのステージゲートと称する仕組みを設けることも定めた。

卒業認定・学位授与の方針では、「食の安全・安心」を支える人間力やコミュニケーション能力を重要視している。これに対応するため、演習、実験・実習ではグループ学修の機会を多数設けることを方針とした。

このように、演習、実験・実習の体験を通じた学修によって、将来包装食品の製造現場で活躍したいという意欲がわき、必要な資質が身につくと期待される。また、学生が成長し人間力を高めていけるよう、S/T比（教員1人当たりの学生数）を抑えること、教職員によるサポート体制を整えることを明示した。このように、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に沿ったものになっていると評価できる。

本学の教育課程は、短期大学大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。一般教育科目は「外国語」「専門基礎」「教養原論」「スポーツ」の四つの分野に編成した。他方で、正課科目ではないが、リメディアル教育の科目（数学・化学・日本語文章作成技術）を設けて、学生が基礎学力を養えるようにもした。新入学生は、プレイスメントテストの成績に応じて履修を推奨される。

専門科目については、包装食品製造工程を構成する七つの分野（「食材」「容器」「加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」と食品製造工程全体を支える五つの分野（「衛生管理」「品質管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」）を設け、各分野の基礎となる必修科目と応用的内容を扱う選択科目を編成した。各分野とも包装食品工学の体系を意識して学修内容を抽出し、その中で学生全員が学ぶべき事項を必修科目に充てて、その他の発展的内容は選択科目に充てた。

包装食品工学のつながりを理解できたかどうかは、1年次終わりと2年次12月にステージゲートを設け、学生自らが身につけた学修成果を把握できるようにした。ステージゲートは平成29年度1年次生から実施している。

平成29年度にはFD委員会、カリキュラム委員会、教授会、そして大学運営会議において議論を重ね、学修成果の改定を行った。平成29年度から運用を開始した新しい教育課程によって学生がどの程度効果的に学修成果を身につけられるのか、そのためのカリキュラム編成に改善点がないか、検証している。

平成29年度は実習科目を中心に、他の関連する科目間のつながりを検証した。しかし、その結果の分析はまだ十分でない。IR・評価センターとカリキュラム委員会で検証を続け、カリキュラムの改善に役立てる必要がある。

以上のように、本学では学修成果に対応した授業科目の編成が行われている。

卒業及び学位取得に必要な単位は、平成28年度は67単位であったが、平成29年度にはこれを62単位に減じ、平成30年度もこれを維持した⁽³⁾。また、各期に取得できる単位の上限を、25単位（平成28年度）から24単位（平成29年度）に減らし、平成30年度もこれを維持している。したがって、卒業要件となる単位数を絞るとともに履修単位制限（CAP）の単位数を減らし、単位の実質化を図る素地ができたといえる。ただし、学修行動調査の結果によれば学生の授業外の学修時間は短く、まだ単位の実質化を達成しているとは言えない。科目編成、時間割編成、各科目の授業内容構成や事前・事

後学修の内容などを総合的に検討し、改善を図る必要がある。

本学における成績評価は、全ての科目において 100 点満点で素点を出し、これをもとに優・良・可・不可の 4 段階で評価している。成績評価方法の内訳はシラバスに明示し、内外にも公開している。なお、国際的に通用する G P A による評価や学修成果の評価も行っており、あわせて利用している⁽⁴⁾。学業成績は半期ごとに学生に開示している。また、半期ごとに教授会で全ての学生の成績、G P A、学修成果の評価結果を確認している。このように、本学では客観性をもった厳格な成績評価の運用に努めている。

シラバスには、科目名、担当教員、カリキュラム体系上の位置付け、授業形態、開講時期、必修・選択の別、単位数、授業の目的、受講上の注意、修得目標、学修成果との対応関係、成績評価方法、テキスト・副教材、オフィスアワー、各回の授業内容、事前・事後学修の内容を記載している⁽⁵⁾。また、教員がこれらの項目を適切に記述できるように、F D 委員会がシラバス作成ガイドを策定し、教員に配付・説明している。全ての科目のシラバスの内容を、カリキュラム委員会と F D 委員会が査読し、必要に応じて内容の加筆修正を求めている。

本学では、学科の教員を、経歴・業績、短期大学設置基準の教員資格にのっとり、適切に配置している。平成 30 年度は 20 名の専任教員と 12 名の非常勤教員を配置している。一般教育科目のうち専門基礎科目のほとんどは専任教員が担当し、外国語科目、教養原論科目、スポーツ科目は非常勤教員が担当している。専門教育科目にあっては、一部の科目を除き、専任教員が担当している。本学が授与する学位は食品工学の分野である。この分野は複数の専門領域からなるので、農学、工学、理学、医学の分野における博士の学位を有する者（10 名）、あるいは包装食品工学の各分野において優れた研究業績、実務上の業績を有する者、知識及び経験を有する者（10 名）を専任教員として配置している。包装食品製造に関連する企業に在籍している、あるいは在籍した経験のある者も多い。

本学では、教育課程の見直しを定期的に行っている。平成 30 年度は新しいカリキュラムがスタートしてから最初の学生が卒業する年度であった。カリキュラム委員会において、新カリキュラムによって旧カリキュラム履修者に不利益が生じていないか、資格の取得要件や取得状況に問題がないかを点検した。その結果を受けて、資格取得率上昇につながる科目を一つ追加し、改善を図った。本学は、平成 30 年度に学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）を策定した。今後はこれに従って I R・評価センターが分析・評価を行い、カリキュラム委員会と連携してカリキュラムの改善を図る。

[区分 基準Ⅱ－A－3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－3の現状>

本学は包装食品製造に関連する専門的な知識や技術を教育している。2年間で専門的な内容を体系的に扱うためには、教育課程の約4分の3を要する。教養教育については、限られた時間の中で最大限の効果を得られるように、また専門教育の土台となるように、1年次前期に多くの科目を集中して編成している。

本学では、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けた学生の育成を目的に、教養教育の内容と実施体制の充実を図ってきた。一般教育科目では、授業科目を「外国語」「専門基礎」「教養原論」「スポーツ」の四つの分野に分けている。「外国語」「教養原論」「スポーツ」では、幅広い教養とともに、社会に出て役立つ語学力等を身に付ける。

教養科目には専門基礎科目があり、専門教育の土台となる自然科学や、道具として必要なICT（情報通信技術）を身につけられるような編成となっている。これら専門基礎科目は、そのほとんどを専門教育と関わりの深い専任教員が担当している。

教養教育の効果の測定については、IR・評価センターが卒業生及び卒業生の就職先企業に対して、一般教育科目の必要性や、学生が一般教養を身に付けているかどうかのアンケート調査を行なっている。これまでの調査結果では、比較的、高い満足度が得られた。今後も内容の充実・改善を図っていく。

[区分 基準Ⅱ－A－4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－4の現状>

本学の教育課程の核は、包装食品の製造現場で求められる実践的な知識と技術である。教育課程の編成にあたっては、基準Ⅱ－A－2で述べたように、包装食品製造に関わる12分野に分けて科目を編成している。授業形態は講義、演習、実験・実習を組み合わせているが、特に専門教育科目の演習、実験・実習が22単位と、全体の約26%を占めるのが特徴である。

本学では、専門教育と教養科目を職業への接続を図る職業教育とするために、本学と関わりの深い企業が持つ知見や技術を可能な限り教育内容に反映させている。平成30年度は専任教員と非常勤教員あわせて32名中、包装食品製造に関する実務経験を有す

る者を15名配置した。

また、1年前期終了時にインターンシップ科目を設けている。これは、職業体験を経ることで、1年後期に本格化する専門科目学修への動機を高め、また実践的な知識や技術に関する具体的な目標を見つけられるように配慮したものである。このように、教育内容が実践的な職業教育となるような実施体制を整えている。

職業教育の効果の測定の一つとして、I R・評価センターが卒業生及び卒業生の就職先企業に対してアンケート調査⁽⁶⁾を行っている。企業に対しては卒業生の評価もお願いしており、その意見を教育課程の改善等に利用するのが目的である。

また本学で取得できる資格、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会が認定する缶詰巻締主任技術者、缶詰品質管理主任技術者、缶詰殺菌管理主任技術者資格、厚生労働省が認定する食品衛生管理者と食品衛生監視員任用資格、食品科学教育協議会が認定するフードサイエンティスト（食品科学技術認定証）の資格⁽⁷⁾を重視している。これらの資格取得状況は、職業教育の効果の測定指標としても位置づけている。

外部有識者から教育課程改善のための意見聴取も行っている。平成29年度は、資格取得率と成績低下を受け、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会と教育課程の改善点について意見交換⁽⁸⁾を行った。これを受け、平成30年度には資格取得率を上げるための科目を1つ追加した。

本学では、学生が学んだ内容と現実の包装食品製造工程との結びつきを深く理解し、問題解決に向けた応用力を身に付けることを重視している。このための仕組みとして、平成29年度1年次生よりステージゲートと称する仕組みを導入した。平成29年度1年次生から適用している新カリキュラムに対応した内容で、学生の応用力を把握するとともに、学修が不足している部分を学生に認識させ、復習を通じて強化させるよう指導し、一定の応用力、すなわち包装食品製造プロセスへの対応力を持った学生の育成に努めている。

本学は平成30年度にアセスメント・ポリシーを策定した。今後はこれをもとにI R・評価センターが教育効果の測定・評価を行い、カリキュラム委員会が中心となってカリキュラムの改善を図っていく。

[区分 基準Ⅱ－A－5 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ－A－5の現状>

平成 28 年 3 月に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、全ての大学は三つのポリシーを一貫性あるものとして策定し、公表することが義務づけられ、平成 29 年 4 月 1 日に施行された。本学においては、それ以前より、三つのポリシーを策定し、それらに基づいて入学者受け入れの方針やカリキュラムを検討してきた。平成 28 年度は三つのポリシーの見直しを行い、三つのポリシーが一貫性あるものとするため、入学者受け入れの方針を改定した。平成 30 年度において変更はない。

<平成 28 年度に改定した入学者受け入れの方針>

東洋食品工業短期大学は、本学で学ぶ目的意識・意欲、知識、能力を備えた、以下のような人を求めています。

1. 本学の求める学生像

- ◆ 「食の安全・安心」に強い関心を持ち、「包装食品製造」の理論と技術の両方を持ち合わせたエキスパートをめざす意欲のある人
- ◆ 自ら積極的に学習し、考え、行動して、課題を解決することに興味を持てる人
- ◆ 授業や学校行事等の身近な事柄について、周りの人々と一緒に取り組むことができる人
- ◆ 理系科目（特に数学と化学）と英語の基礎学修に取り組むことができる人

2. 入学者選抜の方針

- ◆ 本学の教育課程にふさわしい学力を持っているか否かを、個別学力試験で評価します。
- ◆ 「包装食品製造」に対する学習意欲や人物像を、エントリーシート、小論文、面接、調査書において評価します。

このように、本学は開学当初より食品業界に貢献できる人材の育成を教育目的としており、入学者受け入れの方針には、「食の安全・安心」に強い関心を持ち、「包装食品製造」の理論と技術の両方を持ち合わせたエキスパートをめざす意欲のある人を第一に挙げており、これは卒業認定・学位授与の方針に記載されている「食の安全・安心」を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身につけていることに対応している。このほかにも、本学での教育課程を経て、将来身につけられる力を明確にし、それらを達成するために大学が入学者に求める能力を明確にしており、本学における学修内容に的確に対応している。

入学者受け入れの方針は、大学案内や本学ウェブサイト⁽⁹⁾に記載されているほか、入

学試験要項⁽¹⁰⁾にも明確に記載されている。

本学における入学試験の選抜方法は、指定校推薦入学試験、公募制推薦入学試験、一般入学試験、社会人推薦入学試験、外国人留学生入学試験、科目等履修生入学審査がある。

受験生の学力把握・評価については、本学の求める学生像の第 4 項に記載している理系科目（特に数学と化学）と英語の基礎的学力とした。科目等履修生の審査を除く入試区分においては全て面接を実施し、合否判定の評価に反映させている。面接試験では、本学の入学者受け入れの方針に定める「包装食品製造」に対する学習意欲や人物像について評価している。

指定校推薦入学試験では、平成 29 年より本学の教育内容に関わるテーマで小論文を課している。小論文の課題は試験当日に与えられることから、日頃の食品に対する関心の高さを測ることができており、小論文の評価と入学後の専門教科の成績とは高い相関を示している。また、公募制推薦入学試験のエントリーシートに本学を志す理由・動機、将来の目標などについて 400 字以内で記載させ、面接試験における学習意欲や人物像の把握に役立てている。

本学での教育課程に相応しい学力を持っているか否かは、公募制推薦入学試験においては、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰ、理科（化学基礎、物理基礎、生物基礎のいずれか選択）から選択した 2 教科の基礎的な適性調査、一般入学試験においては、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰ、理科（化学基礎＋化学）から選択した 2 教科の学力試験を課し、調査書、面接試験と併せて総合的に判定している。

以上のように、各選抜方法は入学者受け入れの方針に対応している。また、各選抜方法に対して明確な選考基準を定め、公正かつ適正に実施している。この選考基準は、選考結果を客観的に数値化したものであり、合格判定会議出席者が周知して適正に運用しているが、外部には公表していない。

入学試験要項には、授業料やその他入学に必要な経費を明示しており、本学の受験希望者に適切な情報を提示している。

平成 28 年度には教育改革の中で入試委員会を発展的解消し、新たにアドミッションセンターを立ち上げ、学長がセンター長となり、学科長、事務室長並びに教務課長がメンバーとなって、以下の業務を遂行している。

- ① 入学者選抜方法の調査・研究及び企画・立案に関すること
- ② 入学者選抜方法の成績評価に関すること
- ③ 入学者選抜試験結果の分析に基づく選抜試験の妥当性の検証に関すること
- ④ 入学前教育の企画・立案に関すること
- ⑤ 学生募集に関わる広報に関すること
- ⑥ そのほか、センターの目的を達成するために必要なこと

また、文部科学省による大学入学者選抜改革（令和 3 年度入学者選抜から実施）に対応するため、大学運営会議において検討を行った⁽¹¹⁾。主なポイントとしては、

- ・ 各入試における名称の変更
- ・ 英語においては 4 技能（読む、書く、聞く、話す）を総合的に評価するよう努めなければならない。

大学入学共通テストは利用せず、本学独自の学力試験を実施することとし、各入試における名称変更は、科目等履修生入学審査を除き、指定校推薦入学試験から学校推薦型選抜（指定校）へ、公募制推薦入学試験から学校推薦型選抜（公募制）へ、一般入学試験（Ⅰ期、Ⅱ期）から一般選抜（Ⅰ期、Ⅱ期）へと変更した。

英語については、外部検定試験などは活用せず、4 技能の評価方法については、引き続き協議中である。

また、昨今の学生の国語力不足が深刻であることから、入学者選抜において読解力の有無や漢字の読み書きの能力などを把握するため、新たな科目として国語総合（古文、漢文を除く）を加えることとした。更に受験者数の確保、入学後の学びで苦勞しない合格者を出すという観点から、受験科目については以下のように行うこととした。

- ・ 科目群 A・・・「コミュニケーション英語Ⅰ」、「国語総合（古文、漢文を除く）」のいずれか 1 科目を選択
- ・ 科目群 B・・・「数学Ⅰ」
- ・ 科目群 C・・・学校推薦型選抜（公募制）については「化学基礎」、「生物基礎」、「物理基礎」のいずれか 1 科目を選択、一般選抜においては「化学基礎＋化学」のみ

各受験者は上記科目群の中から 2 科目群を選択する。

受験の問い合わせは、本学事務室が適切に対応している。また、高等学校訪問等において、入学試験要項を用いて本学の入学者受け入れの方針を高等学校関係者に説明している。高等学校には定期的に訪問しており、その際に入学者受け入れの方針に関する意見があれば、報告書で共有化する仕組みを取っているが、現状では入学者受け入れの方針の見直しにつながる意見はない。

[区分 基準Ⅱ－A－6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ－A－6 の現状>

学修成果とは、卒業認定・学位授与の方針の下で達成すべき具体的な成果を列挙したものであり、入学者受け入れの方針とつながりが強い。平成 28 年度には、教育課程編

成・実施の方針と合わせ、三つのポリシーを改定したことで、学修成果についても見直しを行い、平成 29 年度 1 年次生より適用を開始した。

新しい学修成果は、卒業認定・学位授与の方針における（D P 1）食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身に付けていること、（D P 2）包装食品製造ラインあるいは製造プロセスにおいて、将来、リーダーとして活躍したいという意欲を持ち、かつ、活躍できる資質（知識・技術・問題解決力）を身に付けていること、（D P 3）自らの意見を相手に正しく伝えられるとともに、相手の意見を傾聴できるコミュニケーション能力を身に付けていること、（D P 4）全ての必修科目を含む合計 62 単位以上を修得していること、のうち（D P 1）、（D P 2）、（D P 3）にそれぞれ関連する学修成果として下記 9 つを策定した。

・ D P 1 に関連する成果

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。

・ D P 2 に関連する成果

3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、問題を発見することができ、その問題解決にあたることができる。
6. リーダーを目指して、意欲的に目標を設定し、遂行できる。

・ D P 3 に関連する成果

7. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
8. 相手の言いたいことを理解することができる。
9. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

しかしながら D P 2 には、「将来、リーダーとして活躍したいという意欲」というものが記述されているが、この意欲に係る学修成果の測定は難しく、また、この意欲を伸ばすことを主眼に置いて教育課程を構築していないため、卒業認定・学位授与の方針として掲げるのは不適當という意見が出され、D P 2 を「包装食品製造プロセスにおいて、各工程の役割とつながりを理解し、問題解決を行う資質（知識、技術、応用力）を身に付けていること」へ改定した。

この改定に伴い、D P 1 から D P 4 における学修成果についても見直し、学修成果を以下の 8 つとし、平成 31 年度より適用する。

・ D P 1 に関連する成果

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。

・ D P 2 に関連する成果

3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、それらを応用して問題解決にあたることができる。

・ D P 3 に関連する成果

6. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
7. 相手の言いたいことを理解することができる。
8. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

本学のカリキュラムは、「一般教育科目」「専門教育科目」の各科目における教育の目的・目標を直接反映している。更に入学から卒業までの4期（1年前期、後期、2年前期、後期）において、各科目のつながりを表したカリキュラムマップを定めている。また、卒業認定・学位授与の方針に対応した学修成果を分かりやすく表記した対応表を定めている。これらカリキュラムマップや各科目の学修成果対応表をもとに、学生が勉学に励めば、卒業までに所定の要件を満たし、学修成果を達成することが可能である。

全ての科目の成績は定量的な評価を行っているので、学修成果の達成度を測定できるようになっている。

[区分 基準Ⅱ－A－7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) G P A分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ－A－7の現状＞

平成 28 年度に三つのポリシーを改定し、教育課程も平成 29 年度 1 年次生からこれら新しいポリシーに基づいたものに変更された。これにより新しく策定されたカリキュラムにおいても、旧カリキュラム同様、各資格認定が適用できるように調整し、取得可能な状況になっている。具体的には、平成 29 年度 1 年次生から適用される科目群の履修により、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格である「缶詰巻締主任技術者」「缶詰品質管理主任技術者」「缶詰殺菌管理主任技術者」が得られるほか、東洋食品工業短期大学認定資格である「密封評価技術者（キャッピング、ヒートシール）」、国家資格である「食品衛生管理者」「食品衛生監視員」、また食品科学教育協議会認定資格である「フードサイエンティスト」（食品科学技術認定証）の資格を取得できる。

これらの資格は、包装食品業界における社会的なニーズを直接反映した重要な資格であり、食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術、更に食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を身につけないと取得できない。本学における実践的な知識と技術の学修成果を証明するものとして、これらの資格取得が位置づけられる。各資格は要件とされる科目の取得単位数で認定され、資格によっては、それに加えて筆記試験や実技試験が課される。いずれも定量的な成績評価が行われ資格が付与される。また、就職の際にこれらの資格の有無が問われることもあり、実際の価値がきわめて大きい学修成果と位置づけられる。

平成 30 年度は、1 年次 35 名中 35 名（100%）の学生が進級した。また、2 年次 38 名中 38 名（100%）の学生が卒業した。したがって、年度当初の在籍学生のうち、全ての学生が各科目の学修成果（修得目標）を達成し、その総体として教育課程の学修成果を達成したと評価される。

旧カリキュラムを履修した平成 30 年度 2 年次学生の各資格に対する合格率等を表Ⅱ－1 に示す。

表Ⅱ－1 平成 30 年度本学の学修成果に対応する資格とその合格率*

資 格 認 定		対象者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
缶詰巻締主任技術者 ※		21	21	100
缶詰品質管理主任技術者 ※	一次試験免除	29	29	100
	二次試験	29	9	31
缶詰殺菌管理主任技術者 ※	一次試験免除	20	20	100
	二次試験	20	20	100
密封評価技術者（キャッピング）		18	9	50
密封評価技術者（ヒートシール）		17	11	65
食品衛生管理者・食品衛生監視員		38	38	100
フードサイエンティスト		38	38	100

※ 本学卒業後、缶詰・びん詰め・レトルト食品に関する製造実務に従事し、実務経験を3年積んだ後、申請により取得できる。なお、缶詰品質管理主任技術者及び缶詰殺菌管理主任技術者の一次試験免除と缶詰巻締主任技術者は、所定の科目を履修し、単位を修得する必要がある。

注：資格取得のために試験合格後の実務経験が必要なものや、申請手続きを行って資格取得が完了するものもあるため、資格取得者としてではなく、合格率として示した。したがって、実際の資格取得者数とは必ずしも一致しない。

資格取得状況については表Ⅱ－1にまとめたとおり、多くの資格で高い合格率が得られている。したがって、包装食品の技術者に求められる専門的な知識と技術について、基本的な学修成果については高い達成率が得られたと判断される。缶詰巻締主任技術者は受験者全員が合格した。缶詰殺菌管理主任技術者の一次試験は全員が合格し、二次試験も全員合格となり平成29年度の二次試験合格率35%より格段に上昇した。一方、缶詰品質管理主任技術者の一次試験は全員が合格したが、二次試験は平成29年度より合格率が31%と低かった（平成29年度合格率は35%）。また、東洋食品工業短期大学認定資格の密封評価技術者については、受験者数が平成29年度より大幅に増加（キャッピングが6名から18名、ヒートシールが4名から17名）し興味が高まったが、合格率はキャッピング50%、ヒートシール65%と、平成29年度はいずれも100%であったことから低下した。これら資格試験の内容がかなり高度であり、学修成果としては「基礎技術」を超えた発展的内容を含んでいる。

これら資格取得状況において、缶詰品質管理主任技術者の二次試験は、例年合格率が低い。そこで二次試験対策を中心とした「実践品質管理」という講義を2年次後期の選択科目として採り入れ、合格率上昇を目指す取り組みとして平成31年度2年次学生から開始する⁽¹²⁾。

学修成果の獲得状況については、卒業時 達成度・満足度アンケート、卒業生アンケート、企業向けアンケートで把握している。インターンシップや留学などへの参加率について、本学では、インターンシップは必修であり、留学については実績がないため、利用していない。大学編入学率は実績が殆どなく、在籍率、卒業率、就職率なども、学生数が少ないことによる変動が大きいと、活用できていない。

学修成果の測定方法と開示方法は、以下の通りである。

1. 「D P 1に関連する成果」「D P 2に関連する成果」「D P 3に関連する成果」に対応している「必修」科目の平均点を算出する（最大100点）。
2. 「D P 1に関連する成果」「D P 2に関連する成果」「D P 3に関連する成果」に対応している「選択」科目の平均点を算出する（最大100点）。
3. 上記1、2を棒グラフ化して、前期末試験並びに後期末試験の結果とともに学生本人と保護者に通知する。

この学修成果の測定方法と開示方法は、平成29年度1年次生より適用を開始し、平

成 28 年度自己点検・評価報告書で挙げていた「学修成果の査定（アセスメント）方法を学生に開示していない」という課題に対応できた。

一方、学修成果の可視化は、大学教育の質保証のため、及び各学生に自らの学びの成果を分かりやすく知ってもらうために重要であり、また、昨今求められている大学改革においても最重要項目の一つとなっている。「区分 基準Ⅱ－A－6 の現状」に記述したように、卒業認定・学位授与の方針の改定に伴う学修成果の改定を行ったため、FD 委員会により新たな測定方法と開示方法について検討を行い、以下のように改定⁽¹³⁾した。

1. 8 つの学修成果について、学生の学修成果アンケートによる「自己評価」、「成績による評価」、「教員によるアドバイス」の 3 つの観点で開示します。
2. 成績による評価は、「講義、演習、実技科目・・・G P ×1 倍」「実験、実習科目・・・G P ×3 倍」の総和に基づき、5 点満点で算出します。
3. 前期末試験並びに後期末試験の結果とともに学生本人と保護者に通知します。

このように、本学の学修成果の達成度は定量的な評価が可能であり、その結果をもとにカリキュラム編成や教育体制の改善へダイレクトにつなげられる単純性と明快性を備えているといえる。

[区分 基準Ⅱ－A－8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ－A－8 の現状>

本学では、卒業後評価を主に郵送によるアンケート調査によって行っている。アンケート調査の対象は、本学卒業生を採用したことのある企業と、本学卒業生自身に対して行っている。また、これらアンケート調査の結果は、本学における教育の質向上に係る資料として有効活用している。平成 30 年度は、郵送により実施し、その結果を分析した。

企業に対しては、平成 29 年 3 月に卒業した学生が入社した企業を対象とし、以下の項目を調査している。

- ・ 職場で必要とされる知識・能力・技能
- ・ 本学卒業生の在籍人数
- ・ 卒業生の勤務部門（過去 3 ヶ年に入社した卒業生対象）
- ・ 本学卒業生の優れているところ
- ・ 本学卒業生の不足しているところ
- ・ 仕事に必要な・有利になる資格
- ・ 学生が身につけておいて欲しい能力

- ・ 企業で必要としている人物像
- ・ 本学に対する提案・要望

卒業生に対しては、平成 30 年度は、平成 29 年 3 月に卒業した学生を対象とし、以下の項目を調査している。

- ・ 本学で学んだ内容は、今の仕事に役立っているか（科目の役立ち度）
- ・ 特に役立っていると、今になって思える内容や科目（任意回答）
- ・ こんな科目があればというアイデア（任意回答）

以上の内容でアンケート調査を実施し、集計・分析した結果は、今後の教育や就職活動に役立てられるよう、教職員へ公開⁽¹⁴⁾している。

平成 30 年度において、企業を対象としたアンケートの回収率は、平成 29 年度が 55%、平成 30 年度は 56%で例年並みの回答率であった。質問項目に関する分析結果としては、「企業が求める人物像」は、社会人としてのマナーを身に付け、コミュニケーション能力があり、一般教養をしっかりと身に付けている人物との回答が多かった。「各種資格取得」などにおいては品質管理検定、食品衛生管理者を重視している企業が多く、本学に対する期待感が大きいことが示された。

それに対し、卒業生を対象としたアンケートの回収率は 15%と低かった。質問項目に関する分析結果としては、就職先の企業での業務内容と必ずしも一致しない「一般教育科目」「卒業研究」に対する評価が低く、業務内容に近い「インターンシップ」「食品製造関連科目」「機械関連科目」に対する評価が高かった。

＜テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程の課題＞

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、平成 28 年度に改定された。新しい三つのポリシーと教育課程の整合性並びに運用の適切性を継続的に検証している。

平成 30 年度には、卒業認定・学位授与の方針及び学修成果の内容を検証し、見直しを行った。平成 31 年度以降は、学修成果の修得状況、そのための教育課程の編成は適切であったか、入学者は求められる資質を持っていたか、等の調査を行う。また、これまで実施してきた就職先からの意見聴取を、地元産業界だけでなく、在学生、卒業生及びその就職先企業にも行い、それらのデータをもとに三つのポリシーや教育課程の点検・見直し作業を行う必要がある。

平成 29 年度 1 年次生より新カリキュラムが適用されている。新カリキュラムと、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針との整合性、並びに学修成果達成に対する適正性に関して今後検証するとともに、教育課程改善の必要性についても検討する。

単位の実質化については達成できているとは言い難く、科目編成、時間割編成、各科目の授業内容構成や事前・事後学修の内容などを総合的に検討し、改善していく必要がある。

ステージゲートについては、まだ緒に就いたばかりであり、内容の適正性や教員による指導のあり方等、効果の検証と合わせて継続的に改善を図る必要がある。

資格取得は本学の教育課程の効果をみる指標の一つであるが、平成 29 年度は例年に比べ著しく取得率と成績が劣る資格があったので、関連する授業において対応策をとった。その効果を資格の合格率で検証したところ、狙い通り効果の出た資格とそうでない資格があった。このため、平成 30 年度には科目新設による改善策をとった。その効果を平成 31 年度に検証する。

入学者選抜については、文部科学省の大学入学者選抜改革の方針に基づき、本学の入学者受け入れの方針に適した学生を選抜する方法を平成 30 年度に検討した。しかし、詳細についてはまだ決まっておらず、平成 31 年度も引き続き検討する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程の特記事項＞

平成 28 年度より推進している大学改革の中で、包装食品工学において学修する分野を明確にした。すなわち、食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」の 7 分野と食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」の 5 分野を包装食品工学科における学修分野とした。これら 12 分野に関しては、本学ウェブサイト⁽⁹⁾の学長メッセージ、大学案内 2018、カリキュラム案内（履修の手引き）⁽⁵⁾にも明記して、学生を始めとして、学外への周知を図っている。また、ステージゲートを設けて、1 年次では、これら 12 分野の基本的な知識の理解度や、各分野のつながりについて確認している。2 年次では、食品業界等で必要不可欠なフローダイアグラムを用いて各分野の理解の深さ・習熟度について把握する仕組みを設けた。

〔テーマ基準Ⅱ－B 学生支援〕

＜根拠資料＞

- (1) シラバス作成ガイド（平成 30 年度）
- (2) 2018 年度生 カリキュラム案内（履修の手引き）／シラバス（講義要項）
- (3) 授業評価アンケート
- (4) 学校法人東洋食品工業短期大学規定要領 4-05 文書保存規定
- (5) 図書館便り
- (6) 学修支援委員会議事録
- (7) 2018 学生便覧 P4～P6
- (8) 本学ウェブサイト（<https://www.toshoku.ac.jp/>）
- (9) タイ王国ランシット大学との連携協定書
- (10) タイ王国チュラロンコン大学との連携協定書
- (11) タイ王国カセサート大学との連携協定書
- (12) 国際交流委員会議事録
- (13) 東洋食品工業短期大学規程集 2-11 奨学規程

(14) 東洋食品工業短期大学規程集 2-15 履修証明プログラムに関する規程

(15) 東洋食品工業短期大学規程集 2-19 障害学生支援規程

(16) 2018 年第 7 回 F D 委員会議事録

[区分 基準Ⅱ－B－1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
- ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
- ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
- ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分基準Ⅱ－B－1の現状>

(1) 教員の責務

教員は、担当する科目の目的・修得目標を、シラバス作成ガイド⁽¹⁾に基づき、シラバスに明記している。シラバスはカリキュラム案内として冊子化して、学生全員に配付するとともに本学ウェブサイトで公開している。科目ごとに、本学の卒業認定・学位授与の方針の（DP1、DP2、DP3、DP4）いずれに該当するかもシラバスに明記し

ている。各教員は担当科目での目的・修得目標の達成度が高まるよう、講義方法の工夫、学生に課すレポートや宿題にも工夫を凝らしている。達成状況は後述する学修成果の可視化等で把握している。

教員は、シラバスに示した成績評価基準により、学修成果の獲得状況を評価しているが、その評価方法は授業形態により異なる。講義の場合、ほとんどの科目は筆記試験による単位認定を行っているが、受講態度やレポート等、筆記試験以外の方法で評価を行っている科目もある⁽²⁾。実験及び実習科目は、レポートや実技試験及び実習態度等により評価を行っている。インターンシップは、受け入れ先の担当者による評価、実施期間中の日誌内容の評価に加え、インターンシップ報告会でのプレゼンテーション能力も評価対象としている。

教員は、成績並びに学修成果の獲得状況を、教授会の報告等を通して適切に把握している。なお、学生に対しては、学修成果の獲得状況を成績表に添えて渡しており、入学後から身につけた成果が容易に把握できる仕組みとしている。

教員は、学生による授業評価アンケート等を定期的に受けて、授業改善に活用している。学生の授業評価アンケート⁽³⁾は前期と後期の 2 回実施している。全科目をアンケート対象としており、専任教員以外の非常勤講師の担当科目も含まれる。また、複数教員が担当する科目では、教員ごとに行う場合もある。公正な結果が得られるよう、アンケートの回収及び結果の集計に教員は関与できない。アンケート結果は各担当教員に示され、それにもとづき教員は授業改善計画を立て、次年度の授業改善に取り組む一連の仕組みを構築している。

教員の授業改善については、毎年、FD委員会が、外部研修会の情報（平成 30 年度：アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価）を教員に紹介、外部講師を招き学内で研修会を計画的に開催している（平成 30 年度：ファシリテーション基礎講座、発達障害を持つ学生の支援・対応、ティーチング・ポートフォリオ）。更に数名の教員が外部研修会に参加するなど、多くの教員が授業改善に向けて研鑽を積んでいる。また、教員相互参観の制度も設け、各教員が必ず 1 年に 1 回、他の教員の講義や実習を参観して、参考にすべき点を見出し、授業改善に活かしている。

教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を定期的に図っている。本学は、講義に比べて実験・実習の占める割合が高いが、実験・実習は複数教員で担当するため、定例ミーティング以外に適時、実習内容と方法について打ち合わせをして内容確認・改善に努めている。複数教員で担当する講義でも事前に何度かミーティングを行い、内容に食い違いがないか確認を図っている。

教員は、教育目的・目標の達成状況を、小テスト、定期試験、ステージゲート等の評価などで把握・評価しているほか、卒業時アンケートの結果をもとに、学生の学修成果の達成状況を全体的に知ることができる。把握した学生の達成状況については、毎月実

施している教授会で共有されている。

教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を適切に行なっている。学生に対する履修指導については、本学のカリキュラム及び履修方法について説明する時間帯を設け、入学時のオリエンテーションで進級要件や卒業要件、その他の注意事項を説明している。初回授業の際、教員はシラバス記載の内容を学生に説明し、修得目標や履修上の注意を伝えている。また、1年次生を対象としたCH（コミュニケーション・アワー）の時間では、担任が中心となり、学生生活に必要な情報を提供するほか、授業や施設設備等、大学に関する学生の意見を直接ヒアリングしている。

2年次に対しては、進級時オリエンテーションで、カリキュラムの説明と科目履修上の注意等を行っている。特に、卒業要件や資格取得要件については、間違いが生じないよう丁寧に説明するとともに、各々の学生が目標を持って履修登録を行えるよう指導している。また、2年次には卒業課題研究を行い、全ての学生に担当教員が1年間をかけて、専門的教育や社会常識を指導する。卒業課題研究は、各教員から研究テーマのプレゼンテーションがなされ、学生がその中から選択する形式でテーマを決めている。希望が重複する場合は、進路や成績を考慮しつつ、学生と話し合いのうえ、テーマ変更を促す場合もある。卒業課題研究でのテーマ選択は、自らの学びの軸足を新たにどこに置くかを学生自身が意識する良い機会となっている。

学生からの授業に関する質問・相談に応じられる時間をオフィスアワーとして設定し、各科目担当教員は学生からの相談を受けている。その旨はシラバスに明記している。平成29年度からは、各回に予習復習内容をシラバスに具体的に記載し、自発的な学修が行えるよう指導している。

なお、本学では、学生一人ひとりに向き合えるクラス担任制を採用しており、日常的な学習相談や進路指導など、卒業時まで、きめ細かい指導・相談に応じている。

(2) 事務職員の責務

教学部門が目標として掲げる学修成果は事務部門も共有しており、以下、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務職員は、職務を通じて学修成果を認識し、学修成果の獲得に貢献している。事務職員は、カリキュラム委員会、学修支援委員会、FD委員会、短期コース実行委員会、国際交流委員会等の構成員として参画しており、学生の学修成果を認識し、学修成果の向上に貢献している。また、CHや個々の相談を通じて適切な学生支援を心がけている。

事務職員は、学生に配付されている学生便覧やシラバスの内容を熟知しており、資格取得に必要な科目の単位修得状況、学外実習（インターンシップ）における目標の達成状況等を把握し、学修成果の獲得に向けて、個別に学生指導を行っている。

事務職員は、職務を通じて履修及び卒業に至るまで支援を行っている。オリエンテー

ションにおいては、学生への履修説明を教員とともに担当している。教員と連携して学生の出席状況や受講態度などを把握し、各学生の自己確認を促し、資格の取得や卒業、就職に向けて指導・援助している。

学生の成績記録については文書保存規定⁽⁴⁾に基づいて適切に保管しており、学生情報が記録された電磁的記録媒体についても、情報セキュリティ関連規則に基づき、適切に取り扱っている。

(3) 施設設備及び技術的資源の有効活用

教職員が、学修成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を活用している現状は、以下のとおりである。

本学図書館は学長に直属した機関であり、館長、図書館員各1名と図書委員2名で管理・運営し、学生の学修向上のための支援を行っている。

購入図書選定及び図書等の廃棄については、図書館長を中心に、選任した図書委員により定期的（毎月）に図書委員会を開催し、選定している。また、図書委員会より各教員に対し、学生に推奨する図書の選択を呼びかけ、選定した図書は購入し、学生の学修向上に活かしている。

図書館では、改版等により内容が古くなった書物について分野ごとに見直しを図り、担当教員により可否を検討の上、順次最新の発刊書に更新を図り、利用頻度を高めている。

図書館には、本学の専門分野である食品関係の蔵書をはじめ、学生の専門教育科目、一般教育科目に関する蔵書、並びに、教育、自然科学、土木、建築、園芸、その他学生の必要とする一般の蔵書も揃えている。改版等があれば、継続的に新しい図書に入れ替えている。特に本学の専門教育において重要な領域においては、技術的変遷を辿る上での貴重な図書の保管とともに、新しい図書も購入し、専門性の維持及び本学の特徴が出せるよう尽力している。

近年は授業に視聴覚資料を利用することが多くなっていることから、館内でもDVDが視聴できるよう、映像機器を設置している。平成30年度には、図書館内に一部間仕切りを施してラーニング・コモンズ化した。これにより、図書館内での講義、グループワークが可能となった。

学生に対しては、入学時に図書館利用ガイダンスを実施し、授業に関係する文献調査に留まらず、広い事象での調査や教養を深めるために図書館を利用するよう指導している。

本学図書館は、近畿地区図書館協議会、兵庫県大学図書館協議会、私立短期大学図書館協議会に加入しており、各協議会を通じて情報の発信・収集及び連携を図っている。また、学内については、図書の新着情報と図書館便り（ともに月刊）を発行し、学生に利用を呼びかけている。

本学図書館の蔵書については、食品の専門分野に関する書籍が多く、新規購入もこれ

らの分野が中心である。しかし、図書館では、学生に幅広い教養を身につけさせる役割を担っていることから、学生向けの一般教育科目に類する書籍や一般教養図書については、学生から購入希望図書を募集し、積極的に購入を進めている。また、学生が利用しやすいように、話題性のある図書の配置を検討するなど、学生の利便性向上のための様々な取り組みを行っている⁽⁵⁾。

本学には、情報処理学習施設として、教師用及び学生用パソコンを設置した I T ルームがあり、情報処理演習等の講義で利用している。I T ルームは、講義で使われない時間帯については、原則、学生に開放しており、学生の自習室として活用している。また、図書館に設置されているパソコンも随時使用できるようになっており、各種調査やレポートの作成、就職活動等に利用できるようになっている。

学生寮（男子寮）にはパソコンを 2 台設置し、課題・レポートの作成、インターネット等の利用ができる。また、寮生の各個室には、インターネット接続用の L A N ポートが設置されており、持ち込みパソコンでインターネットの接続が可能となっている。

学生が利用可能な学内 L A N（ローカル・エリア・ネットワーク、学内ネットワーク）は、平成 31 年度からの稼働予定で準備を進めている。

教職員は、グループウェア（L o t u s N o t e s）で情報の共有化を行い、大学運営に活用している。

教職員による I C T の利活用については、G l e x a（L M S）を平成 29 年度前期に導入し、一部の科目で検証を行った。G l e x a に関する教員へのアンケートからも、利用が容易で教育改善につながったという回答が多かった。導入効果の程度は教育方法や教員によって差があり、G l e x a 導入の効果の把握にはしばらく時間が必要である。平成 31 年度に学内 L A N と O f f i c e 365 の運用が開始されれば、学生と教員間のメールでのやりとりや情報交換等が円滑になるので、G l e x a との併用について等の検討が今後の課題となるであろう。

本学におけるコンピュータの利用については、学内 L A N や大学業務系システムが導入されていなかったこともあり、他大学と比較すると非常に遅れていたが、平成 29 年度からは、情報セキュリティ委員会を立ち上げ、情報セキュリティ関連規則を作成、学内 L A N 及びサーバー等の導入を積極的に進めている。

教職員には 2 台以上のパソコンが供されており、教育・研究、学生情報の管理、各種調査や大学運営に活用している。教職員は業務に必要なパソコンの利用技術は十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。

[区分 基準Ⅱ－B－2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ－B－2の現状>

本学では、入学手続者に対して、授業や学生生活についての情報を提供している。更に、入学までの準備学習として、入学前課題を課し提出を義務づけている。

入学者に対する学生生活の指導・支援については、入学時のオリエンテーションで学生便覧を配付して、大学生活全般と2年間の大まかなスケジュールを説明している。また、このオリエンテーションでは、カリキュラム案内に記載されている内容を中心に、卒業までの科目選択や資格取得についての説明も実施している。

学業以外についてもオリエンテーションのプログラムに組み込み、学生会やクラブ紹介なども行っている。

新入生が速やかに大学生活に適応できるよう、本学では、入学式の週に、一泊二日の学外研修を設けている。新入生は、里山での共同生活（薪や炭を使った自炊、風呂を沸かす等）で、自己紹介や他己紹介、課題解決のグループ活動、リクリエーション等を行うことで、学生同士や教職員との親睦を円滑に図ることができている。ヒアリングすると、わずか2日間で2年間の大学生活の方向性を見出す学生もいるようで、大変有意義な学外研修となっている。

学修の方法や科目選択のためのガイダンス等については、まず、入学時のオリエンテーションで、履修科目の選択に関するガイダンスを行い、必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数及び各種資格取得に必要な科目等の関連を明確に説明し、計画的で効率よく学業に専念できる履修計画を立てるように指導している。

2年次生に対しても、進級時のオリエンテーションで履修科目のガイダンスを行い、再度、必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数及び各種資格取得に必要な科目等の関連を明確に説明するとともに、学生自らが描く将来像を見据えた履修計画を立てるよう指

導している。

入学後の早い時期に、新入生が自立的に学ぶことを自覚し、思い描く将来像に向かい努力を始められるよう「ありたい姿」「学びの姿勢」と題した学生と教授会構成員との面談⁽⁶⁾は、平成 29 年度から始め、平成 30 年度も継続して進めている。学生への単なるアドバイスではなく、将来像を見据えての学修状況等のヒアリングを行い、2 年間で獲得する学修成果が高まるよう支援している。学修の動機付けという観点から入学直後の 5 月、インターンシップ実習前の 7 月、就職活動準備期の 12 月、進級直後の 4 月、卒業を数ヶ月後に控えた 12 月の計 5 回実施している。

建学の精神、教育研究上の目的と目標、三つのポリシーについては、学生便覧⁽⁷⁾及び本学ウェブサイト⁽⁸⁾に記載している。学生便覧については、入学時及び進級時のオリエンテーションで上記内容を詳しく説明している。

学修成果やカリキュラムマップ、各科目のシラバスについては、カリキュラム案内及び本学ウェブサイトに記載している。カリキュラム案内については、学生便覧と同様、入学時及び進級時のオリエンテーションで内容を詳しく説明している。

各科目のシラバスについては、担当教員や開講時期はもちろん、授業の目的、受講上の注意事項、修得目標、成績評価の方法、各講義の内容及び事前事後学修の内容などを盛り込んでおり、学生が各科目の学修計画を立てやすいように配慮している。

基礎学力が不足する学生に対する対応として、平成 28 年度までは、入学時のオリエンテーション時に、入学前課題の成果確認及び基礎学力の把握を目的に、新入生に対し、英語、数学、化学の基礎学力試験を課してきたが、学生によって取り組み方に温度差があり、正確な基礎学力測定ができなかった。

そこで、平成 29 年度から、入学時のオリエンテーション期間中にプレイスメントテストを実施して、入学時に基礎学力が特に不足している学生を対象に、前期期間中にリメディアル教育を行い、基礎学力の早期向上に努めることとした。リメディアル授業の科目は、本学の学修に欠かせない数学及び化学、並びにレポート作成や就職活動に欠かせない文章作成技術の 3 科目とした。その実施・運営は、外部業者及び日本リメディアル教育学会に所属する非常勤講師に委託している。

上記以外の取り組みとしては、各科目の担当教員が日々の講義を進めるなかで、必要に応じて個々に補習を実施するなどの支援を行っている。少人数を対象としたこのような補習により、専門科目の知識修得が円滑に進んだ事例も出ており、学生の問題点を早期に把握し、補習する指導は実を結んでいる。

本学は、S/T 比が非常に低く、学修上の悩みなどの相談に応じやすい環境にあるとともに、学生個々の学力把握と個別指導を容易に行える環境でもある。そして、学生への指導・助言は、教職員の資質に頼ることなく大学として組織的に行えるよう体制を整備している。

本学では、学年ごとに担任制度を採用している。1 年次には CH を設定しており、この時間帯を使って学生の悩みや改善要望事項等を聞き取り、必要と判断した場合には

個別指導を別途行い、学生生活の改善等にも活用している。また、授業に関する質問や相談に応じられる時間としてオフィスアワーを設け、シラバスにその旨を明記している。また、卒業課題研究の担当教員も学修、生活全般に深く関与するようにしている。

本学は、全ての教職員が学生の相談に応じることができる体制であり、この状況を維持継続するようにしたい。

本学には通信による教育を実施していないため、添削等による指導の学修支援の体制はない。

進度の速い学生や優秀な学生に対する配慮や学修支援について、本学は、入学定員35名の少人数教育を実践していることから、優秀な学生には、正規の講義や実習を超えた内容を卒業課題研究で教授する等、可能な限り個別に配慮・対応している。

留学生の受け入れ及び留学生の派遣体制としては、海外から短期研修の学生や社会人の受け入れを行っている。タイ王国ランシット大学等とは学術交流協定^(9、10、11)を締結している。なお、タイ王国ランシット大学には、本学学生の短期研修派遣も実施している⁽¹²⁾。タイ王国との交流については、今後、更に受け入れの拡大を検討している。また、外国人留学生入学試験を設定している。

学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づいた学修支援方策の点検について、本学では、9つ（平成31年度からは8つ）の学修成果を設定し、それぞれの獲得状況を教授会で報告するとともに、各学生にも開示している。また、学修行動調査を行っており、各学生の学修状況を科目ごとに把握している。これらの関連性の分析については、関連する委員会で分析手法の検討を始めている。

[区分 基準Ⅱ－B－3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学生会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分基準Ⅱ－B－3の現状＞

学生生活の支援・指導は、平成 28 年度まで学生支援委員会が中心となっていたが、平成 29 年度に学生支援委員会を改組し、学修支援に係る活動は学修支援委員会が、学生生活の支援・指導については事務室が行うこととした。

本学への入学者は日本全国から集うため、多くの学生が寮での共同生活を営んでいる。寮生活を始める学生へのケア及び寮生と自宅生とのコミュニケーションを図ることは重要であり、4 月入学時にこれを目的とする学外研修を行っている。この効果はアンケートを取ることで評価している。寮生活の支援として、事務室所属の寮監を配置し、寮生の生活の管理・指導を行っている。

学生が主体的に参画するクラブ、同好会については、教授会で選任された顧問がそれぞれの活動を支援する体制となっている。クラブとしては、野球部、サッカー部、バドミントン部、バレーボール部、軽音楽部の 5 団体、同好会として、ボードゲーム同好会が活動している。

学生会については、事務室職員が学生会顧問に就任し、学生の自主的活動をバックアップしている。学生会等の活動は、以下の通りである。

- ・ 新入生との懇親会 4 月
- ・ 新入生歓迎ボーリング大会 5 月
- ・ 球技大会 7 月
- ・ 球技大会 11 月
- ・ バスツアー（同窓会補助による）12 月
- ・ 卒業記念パーティー 3 月

学生のためのキャンパス・アメニティへの配慮として、アリーナ（体育館）にカフェテリア（学生食堂）を併設している。また、体育館にはトレーニングルームも併設しており、学生の健康維持にも配慮している。トレーニング器具のメンテナンスも怠りない。

学内敷地に、キャンパスロード、散策路、花壇等を整備し、構内環境の充実を図っている。街灯は、キャンパスロードの照度や建築デザインを生かす照明を配置しており、訪れる人々が和やかな雰囲気となるようにしている。短大棟内にエレベータはないが、本館、図書館周辺通路はバリアフリー化を実施している。

社会の複雑化により様々な事件が発生していることから、学生の安全確保のため、学生寮と大学構内に防犯カメラを設置している。平成 29 年度には、大学構内にネットワーク対応型の防犯システムを導入し、学生の安全を確保する体制を確立している。

遠隔地出身で、宿舎が必要な学生への支援体制として、学生寮（名称：斉志寮）を本学から徒歩 5 分の閑静な住宅街の一角に設置している。志を斉（ひと）しくする者が起居・勉学をともにし、規律ある自治的共同生活を通じ自主性を身につける場と位置付けている。事務室職員を常駐の寮監として配置し、学生指導と管理運営を行っている。学生は全国から進学してくるため、入寮希望の男子学生は全員が入寮できる体制を整えている。なお、女子学生には、本学から徒歩約 10 分に位置するマンションを 1 棟借り上げ、一定数の入居を確保している。

〈学生寮（斉志寮）施設概要〉

- ・建物 S R C 構造 4 階建（延べ床面積 1,552 m²）
- ・居室 48 室、全室個室（8 m²）
- ・食堂、談話室を 2 階に設置
- ・各部屋にインターネット接続用 LAN ポートを設置
- ・留学生用として専用居室（16 m²）2 室、シャワールーム 2 ブースを設置

本学では、通学時の安全性確保の観点から、自動車、バイク等による通学を禁止している。したがって、学生用の駐車場は設置していない。

自転車での通学については、原則禁止しているが、自宅からの徒歩通学や公共交通機関による通学が不便であり、自転車による通学の安全性が確保できる場合に限り、申請者に自転車通学を認めている。駐輪場は大学敷地内に設置している。

本学は最寄り駅から近く、また半数程度の学生が至近距離の学生寮に居住していることから、通学バスの運行等の特段の便宜を図る必要性はないと考えている。

本学では、奨学金等、学生への経済的支援の制度として、独自の奨学金を設け、奨学規程⁽¹³⁾にもとづき適切に運用している。奨学金受給者は、学費や生活費として利用している。平成 30 年度の奨学金等の利用状況は以下の表の通りである。

表Ⅱ－2 平成 30 年度の奨学金の利用状況（平成 30 年 7 月 1 日現在）単位（人）

名 称	1 年次生	2 年次生
本学奨学金	2	2
日本学生支援機構奨学金	7	13
本学学業成績優秀賞*	1	0

* 本学奨学制度で、奨学生の基準を満たさない者（例：保護者の所得が基準以上）、若しくは企業に在籍している者が対象となる。

学生の健康管理は、定期健康診断、インフルエンザ予防接種（希望者のみ、費用の一部を大学が負担）を年1回、校医による健康相談を月1回実施している。

メンタルヘルスケアやカウンセリングは、非常勤のカウンセラー（臨床心理士）が週に1回、学内で実施している。カウンセリング状況は事務室で一元管理し、十分なケアを行っている。

毎年4月には、兵庫県警察本部から講師を招き、薬物乱用防止講習会を実施し、学生の啓発活動に取り組んでいる。

学生生活に関する学生の意見・悩み・要望等の聴取は、担任制度を活用している。本学は少人数制のため、で教職員・事務室員が全学生と頻繁に顔を合わせる機会が多いことから、学生からの意見を聴取しやすい環境にある。学生個々の状況に応じた支援・指導を行うことも可能なので、学生は安心して学生生活を送ることができる。

平成29年1月には、学生支援委員会を改組し、新たに学修支援を主たる活動とする学修支援委員会を立ち上げた。これまで、クラス担任・副担任に依存していた学修支援に関するアドバイスは、学修支援委員会が主体で行うこととした。

学生支援委員会の活動の一部であった学生生活の支援・指導は、事務室が行うこととした。この活動は、これまでも事務室が中心となり実施してきた内容のため、業務を委譲しても学生生活の支援・指導に支障はない。

留学生の学修及び生活の支援体制は、本学では留学生の実績が乏しく、組織的な支援体制は敷いていない。在籍した留学生については、個別に対応（支援）してきた。

本学では、包装食品に関する専門知識修得を希望する熱意ある社会人を受け入れるため、社会人推薦入学、科目等履修生の制度を設け、毎年、社会人を受け入れている。

専門知識修得のみならず、社会人学生にも資格取得のための支援を行っている。

本学は、包装食品工学に関する「社会人育成講習会」を開講しており、平成29年度は13名、平成30年度には28名の社会人が受講した。社会人育成講習会には、食品分析技術コース(1週間)、食品総合コース(2週間)、食品製造技術コース(1週間)、密封技術コース(1週間)、密封総合コース(2週間)、文部科学省によって職業実践力育成プログラム(BP)に認定された包装食品工学総合コース(4週間)がある。最長4週間にわたる包装食品工学総合コースは、受講を修了し、所定の成績を修めた者に対し、教授会で審議のうえ、本学が商標登録している「包装食品技術管理者」の資格称号を付与するとともに、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の規定に基づく履修証明書を交付している。

なお、本プログラムについては、本学 履修証明プログラムに関する規程⁽¹⁴⁾及び履修証明プログラム実施要領にもとづき、履修証明プログラム修了者（包装食品工学総合コース修了者）の教育効果について検証するため、短期コース実行委員会にて、筆記試験における理解度の評価、受講者アンケートの結果から問題点を抽出して改善策を立てている。

第7回社会人育成講習会アンケートの結果から、受講者の業種の多様化への対応が課

題として抽出されたので、担当教員へ対応を依頼し、平成 30 年開催の第 8 回社会人育成講習会より反映させた。第 8 回の同アンケート結果は、本学で教育している基礎知識（食品製造、密封、食品衛生、容器、品質管理など）を含む科目は役立つと評価する受講生が多かった。一方、今年度の受講生は職種・経験・基礎知識レベルに幅があり、内容が難しいと答える科目数が昨年より増加していた。密封実習には、缶に蓋を巻締める二重巻締、プラスチック同士を熱圧着するヒートシール、容器にキャップを締め込むキャッピングがあるが、受講生の職種の違いから実習時間の配分をオーダーメイドにして欲しいとの意見（二重巻締のみ実習したい、キャッピングのみ実習したい）があった。これらの要望への対応は短期コース実行委員会では今後検討し、社会人育成講習会の質向上につなげていく。

過去 5 カ年の社会人学生等の受け入れ状況は、以下の通りである。

表Ⅱ－3 多様な学生の受け入れ状況

単位(人)

種 別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	過去 5 カ 年間合計
留学生	0	0	0	0	1	1
社会人	3	4	2	1	1	11
科目等履修生	5	0	0	0	0	5
帰国子女	0	0	0	0	0	0
障害者	0	0	0	0	0	0
海外短期研修生	24	15	21	16	18	94
社会人育成講習会 (以下内訳)	38	33	22	13	28	134
食品分析技術コース (1W)	3	2	2	0	2	9
食品総合コース (2W)	5	7	7	2	3	24
食品製造技術コース (1W)	9	4	6	5	5	29
密封技術コース (1W)	10	8	2	1	8	29
密封総合コース (2W)	2	2	1	3	1	9
包装食品工学総合コース (4W)	9	10	4	2	9	34

W は週間を示す

車椅子等が必要な障害者に関する施設の対応として、アリーナ、図書館には、障害者用のトイレを設置している。建物周辺の通路はバリアフリー化している。本館における障害者への対応は、校舎全体の大規模な改築・改造が必要となるため実施していない。南館の教員室やアリーナ 2 階のカフェテリアも未対応である。学内施設における障害者への対応は、演習、実験・実習に使用する装置・機器類を含め検討が必要となる。本学は小規模な単科短期大学であるため、施設・設備面での対応は、時間が掛かることが予想される。規程等については、平成 29 年度に、障害学生支援の基本方針、障害学生支援規程⁽¹⁵⁾を立ち上げ、支援体制の整備を進めている。

就業しながら学業を志す社会人の受け入れ体制は、現在の方法で十分に満たされていると考えており、長期履修生制度を導入する予定はない。

学生の社会的な活動については、現状では評価の対象としていない。しかし、地域活動やボランティア活動を通して社会の一員であることを自覚し、社会や他者への貢献が人格を磨き、包装食品製造に携わる人材としての資質を育むことにつながる。今後、学生からの提案があれば、教職員も積極的に参画あるいはサポートする。

本学では毎年、日本赤十字社による献血活動が行われている。多くの学生が社会貢献活動の一環として献血に協力している。

男子寮生は、10年以上前から地元自治会に協力し、寮周辺の清掃活動を実施している。また、男子寮生有志が御輿の担ぎ手として地域の祭礼に自主的に参加し、地域の行事を盛り立てている。

[区分 基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ－B－4の現状>

本学の就職支援については、事務室職員が中心となり、必要に応じて卒業課題研究担当教員も加わり、組織立てて活動している。活動の進捗状況についても日々把握しており、学長、総務部長、学科長、事務室長が情報を共有している。

また、就職活動準備期については、教授会構成員による複数回の面談及びジョブカードの作成指導、その内容をもとに行う事務室職員による面談（主に就職活動方針のヒアリング）を実施しており、全学が一体となって就職活動準備期の支援を行っている。

就職支援のための施設については、特別なものは整備していない。しかし、就職支援の窓口である事務室は常に開放され、職員も常駐しており、また、その事務室付近には、求人票等を閲覧したり、活動について相談したりできるスペースが8席程度あるため、1学年35名の規模に見合った十分な環境が整っている。

本学では、就職に直結する資格を取得できるよう、カリキュラムを編成している。所定の成績を修めれば、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格である缶詰巻締主任技術者、缶詰品質管理主任技術者一次試験免除、及び缶詰殺菌管理主任技術者一次試験免除の資格が取得できるようにカリキュラムを組んでいる。また、在学中

に実施される品質管理主任技術者二次試験及び殺菌管理主任技術者二次試験に合格するための講義・補習も実施している。

巻締技術以外の密封技術（ヒートシール技術、キャッピング技術）に関する資格については、現在、世の中に存在しないため、それらの技術に関する学内認定資格を設けている。平成 30 年度の資格認定者はキャッピング 9 名、ヒートシール 11 名で、現在延べ 132 名を認定した。

食品工場の品質管理者、衛生管理者向きの資格としては、「食品科学教育協議会」認定のフードサイエンティストを導入しており、平成 30 年度は卒業生全員が取得している。講義の「品質管理」では、「品質管理検定（QC 検定）」の内容を講義に採り入れ、資格取得の指導を行っている。この資格は一般財団法人日本規格協会が認定しており、知名度が高く、食品業界に限らず、多くの業界で通用する資格となっている。

なお、本学では、学生の資格取得をサポートするため、平成 23 年度から、資格取得に関わる受験費用等の補助を行っている。経済的な面からも支援することで、就職のための資格取得に積極的に挑戦できるような環境整備を図っている。

免許、資格の取得状況は、以下の通りである。

表Ⅱ－４ 免許、資格の取得状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

単位（人）

資 格	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格*					
・ 缶詰巻締主任技術者	22	18	15	17	21
・ 缶詰品質管理主任技術者	20	15	20	13	9
・ 缶詰殺菌管理主任技術者	23	19	21	11	20
食品衛生法と同施行令に基づく資格					
・ 食品衛生管理者 （食品衛生監視員）	28	37	33	37	38
食品科学教育協議会認定資格					
・ フードサイエンティスト	28	37	33	37	38
学内認定資格					
・ 密封評価技術者（キャッピング）	9	11	7	6	9
・ 密封評価技術者（ヒートシール）	12	9	5	4	11

* 実務経験 3 年の後、申請により取得

就職試験対策については、適性検査等の筆記試験対策として、必要な書籍の紹介などを行い、学生に合わせた的確なアドバイスを行っている。また、1 月に事務職員が行う面談時にも、どのような対策をいつから始めるべきかについてアドバイスしている。面接試験対策については、まず、面接でよく聞かれる設問を 100 問程度提示し、学生自身がその答えを 1 週間程度かけて考える時間を設けている。その後、模擬面談を実施し、

自分の言葉でいかにアピールするか、考えを述べるか、熱意を伝えるかをアドバイスしている。

卒業時の就職状況の分析として、個々の学生の就職活動の経過を事務室で逐次記録する体制をとっており、全学生の卒業時の就職状況を把握している。また、就職先の各企業とのコミュニケーションも活発に行っている。これらの結果は翌年の就職支援活動に活用している。

本学は、食品関連企業で中核として働ける有能な技術者を育成することを目的として設立した教育機関であり、伝統的に食品製造業にほとんどの学生が就職しており、他大学等への進学・留学を進路とする学生は、ごくまれである。このため、進学、留学に対する組織だった体制は構築せず、志望する学生が出た時点で個別に対応している。

＜テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の課題＞

新カリキュラムに変更後、学生はカリキュラムや履修制度の理解が不足している。自分が何を学ぶかではなく、卒業や資格に必要な単位数だけ履修選択しているように見受けられる。前期及び後期に1週間のお試し期間を設けて履修登録する日程となっているが、後期に離脱する者が多く、お試し期間中の授業の扱い、テキスト発注後のキャンセルなどの問題が生じている（非常勤講師自らの著作本がテキストの場合、返品し難いため大学の買取りとなる）。

平成 29 年度に G l e x a を試験導入し、検証を行った。教員へのアンケートから、教育改善効果が高く、本格的な導入を希望する回答が多かったが、導入効果の程度は教育方法や教員によって差が見られた。平成 30 年度も G l e x a の機能が十分教育活動に反映できるのか、全学的な利用が可能であるかの検証を続けているが、明確な結果は出ていない。

学修支援を目的とする学生と教員間での面談は、業務改善の過程でよく用いられる P l a n (計画) D o (実行) C h e c k (評価) A c t i o n (改善) のサイクルを廻している最中である。具体的には、教員間で設問内容、実施時期、面談者の人数、面談内容の保管、情報開示等、最良な方法はどうあるべきかを試行錯誤している段階である。面談効果の検証を含め、学修支援委員会で継続的に P D C A サイクルを廻していかなければならない。

卒業認定・学位授与の方針から、学修成果を定め、その可視化の方法を F D 委員会で考案し、大学運営会議にて平成 30 年度に承認された。平成 31 年度は学修成果アンケートを実施し、結果の分析、教育改善計画を立てる予定である。

本学のカリキュラムは実験・実習、機器を利用した演習などが多く組み込まれている。学内施設における障害者の支援体制は、既述のように、求められる条件により対処法が異なるため、早急には構築できないが、障害者が本学で学ぶ際に必要とされる項目を挙げる等、検討を始める必要がある。

平成 30 年 7 月豪雨の発生時に学生に対する休講措置等の対応で混乱があった。

＜テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の特記事項＞

平成 29 年度から、入学後の早い時期に、新入生が自立的に学ぶことを自覚し、思い描く将来像に向かい努力を始められるよう「ありたい姿」「学びの姿勢」と題した学生と教授会構成員（准教授以上の教員が 2 人一組となり、7～8 名程度の学生に個別対応）との面談⁽⁶⁾を始め、平成 30 年度も実施した。将来像を見据えての学修状況等のヒアリングを行い、学修成果が高まるよう支援している。学生にとって最良な面談方法は何かと P D C A サイクルを廻して、面談ごとに方法を見直し、継続している。平成 31 年度は各教員が 5 名程度の学生を担当、面談記録シートは改良し、学修成果の棒グラフ、教員からのコメント欄を載せたシートに変更してはどうかと議論している。入学直後の 5 月、インターンシップ実習前の 7 月、就職活動準備期の 12 月、進級直後の 4 月、卒業を数ヶ月後に控えた 12 月の計 5 回実施している。

[テーマ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画]

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、平成 29 年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画・行動計画に対する、平成 30 年度の実施状況は以下の通りである。

学修成果の評価に対する方針（アセスメント・ポリシー）を制定した。アセスメント・ポリシーとは、本学の三つのポリシーが実質的に稼働しているか評価するための手段、基準等を定めたもので、最終的にはカリキュラムの見直しにつなげていくものである。これも踏まえ、学修支援体制が適切に運用されているかを F D 委員会、学修支援委員会、大学運営会議で定期的に点検及び評価している。

三つのポリシーが学修支援体制に適切に運用されているかの確認のため、在学生からのヒアリングを第 8 回の大学運営会議（平成 30 年 9 月）で実施した。2 年次前期終了時の学業成績 1 位の男子学生、学生会役員の女子学生の 2 名からヒアリングした。結果、本学の様々な取り組みは、実際に学ぶ学生の視点から見ても、三つのポリシーに合致したものとなっていることを確認した。

学生の意見を以下に抜粋して示す。

- ・ 1 年次で各分野の基礎を学び、2 年次に応用を学べるのは良い仕組みだと思う
- ・ 実習や実験ではグループ学習の機会が多いため、自分の意見を相手に正しく伝える能力や相手の意見を傾聴する力が向上した
- ・ 面談時、卒業時の目標を描く機会は自分を律する機会となり良かった
- ・ 食品製造実習では各工程のつながりが意識でき能動的に取り組めた
- ・ 微生物実験では計算が多く数学の基礎学力の重要性を痛感したので専門科目につながる数学は内容を充実させ、英語は必修でなくてもよいのではないかと
- ・ 解らないことを解るまで教えてくれる教育体制にあるので恵まれている

- ・ 解らないことを先生に言い出せずに解らないままにしている学生を先生のもとへ出向かせるのが課題ではないか
- ・ 身長に対応した高さ調節可能な椅子が欲しい
など、意見を聴くことができた。大学運営に今後役立てたい。

上記の内容について、平成 30 年 10 月の卒業生座談会後、5 名の卒業生にヒアリングした。現状の教育体制に特に問題は感じられないとの回答であった。いずれの参加者も「就職後に、学生時代にもっと勉強しておけばよかった、先生にもっと質問すればよかったと思った」との発言があった。

科目編成、時間割編成については、機会あるごとに見直しをかけているが、時間割編成は年々難しくなっている。理由は、実験・実習によって開講要件が異なる（1 日に何時間必要か、1 週に何日必要か）、1 科目に複数の教員が割り当てられる科目が多い、1 単位科目で 45 分×15 回よりも 90 分×7.5 回の方が適した科目もある。

細かな改善はすぐ実施可能なため取り組む。一例を挙げると、平成 30 年度は 4 月のオリエンテーション時に履修相談時間が短かく、学生の履修制度の理解不足に関連していると思われたので、平成 31 年度はオリエンテーションの内容を見直す。

資格（缶詰巻締主任技術者、缶詰品質管理主任技術者、缶詰殺菌管理主任技術者、密封評価技術者、フードサイエンティスト、食品衛生課程）取得のために必要な単位数を学生が満たしているか確認した。資格取得率は本学の教育課程の効果を示す 1 つの指標であるが、平成 29 年度は例年に比べ著しく取得率と成績の劣る資格があった。ヒアリングの結果、高校から短大を通じて数学の統計問題で習っていない、もしくは反復ができていない箇所があったようで、今後、数学の講義に組み入れる、補講する等の対応をとる。

教育課程編成・実施の方針を大学案内や本学ウェブサイトに掲載した。新しい教育課程により、学生がどの程度効果的に学修成果を身につけられるように変化したかを、カリキュラム委員会や F D 委員会で検討したが、F D 委員会で考案した学修成果を可視化する方法⁽¹⁶⁾で測れるのではないかと結論に至った。平成 31 年度から使用する予定である。

ステージゲートや学修支援体制を含む、新カリキュラムによる新しい教育は始まったばかりであり、指導方法や実施方法について、学修支援委員会や F D 委員会で継続的に検討している。平成 30 年度、2 年次では缶詰製造のフローダイアグラムを用いて、容器詰飲料・食品の製造時の各工程のつながり、工程での重要事項を把握しているかをステージゲートで問うた。今後も色々な角度から教育効果が上がっているか検証していきながら、改善を進めたい。

入学者の入試時の成績とその後の成績について、アドミッションセンターが関連等

を検討したが、入試制度を変更するような結論には至っていない。しかしながら、文部科学省から通知のあった大学入学者選抜実施要項の見直し（平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）：30 文科高第 370 号）に対応するため、大学運営会議で検討を開始した。

卒業生アンケートの回答率向上と情報セキュリティの向上に関しては、平成 31 年度に実施予定の I C T 環境整備と併せて検討を進める。情報セキュリティ管理規程は定められ施行されているが、情報セキュリティの管理業務を遂行する教職員に必要な情報セキュリティ管理要領を平成 30 年度に作成した。

学習支援システムの一環として導入した G l e x a は、平成 30 年度も引き続き効果の検証を行っている。

図書館内に一部間仕切りを施してラーニング・コモンズ化した。これにより、図書館内での講義、グループワークが可能となった。電子黒板は図書館やそれ以外の場所で使用し、視覚に訴え、学生の理解度向上に寄与している。

学修成果と学修行動調査の関連性を分析し、学修支援方策の点検・改善につなげる。前期の期末試験期間中の勉強時間は週当たり平均で 1 年次は 28.9 時間、2 年次は 20.1 時間であった。成績上位者は日頃から勉強しているが、成績下位者は勉強していないことが明らかとなった。予習復習時間と成績との間、試験期間中の勉強時間と成績との間、いずれも相関はなかった。

プレイスメントテストにより基礎学力が不足していると判断された学生を対象として、平成 30 年度も数学、化学、日本語文章作成に関するリメディアル教育を実施した。科目により効果に差があると判断される部分もあり、教育効果を十分に吟味し、内容の充実につなげる。

学内における障害者への支援体制について、他の小規模大学の例を調査・参考にし、具体的な方策を大学運営会議で検討する。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

新しい三つのポリシーと教育課程の整合性並びに運用の適切性を検証するため、学生がどの程度効果的に学修成果を身に付けたか、そのための教育課程の編成は適切であったか、入学者は求められる資質を持っていたか、等の調査を実施する。また、地元産業界だけでなく、対象範囲を拡大し、在学生、卒業生、及びその就職先企業からも意見を聴取し、それらのデータをもとに三つのポリシーや教育課程の点検・見直し作業を行う。

現行カリキュラムの学修成果の検証は、平成 31 年度もカリキュラム委員会が継続す

る。

単位の実質化については、学生は個々の授業ごとの授業外勉強時間を把握していないため、次回の学修行動調査は全授業科目をまとめて授業外勉強時間を学生に問う形式に改める予定である。また、カリキュラム委員会の調査によると「学習時間と成績（国立教育政策研究所）」の資料に「大学の授業の予習・復習などの時間が10時間に達するまでは、その時間が増加するほど大学成績も上昇する。しかしそれを超えれば横ばい。」との記載がある。1週間に10時間、1日1.5時間は授業外勉強に充てるよう指導することを検討する。さらに、時間割について、時間割枠では過密時間割の緩和は難しく、例えば1日当たり8コマ授業を10コマ授業に増やす、土曜授業日を活用する。40分や90分授業等採用する、といった方策を検討する。

ステージゲートについては、内容の適正化や教員による指導のあり方等、効果の検証と合わせて学修支援委員会にて継続的に改善を図る。

品質管理主任技術者資格の取得における主要な対象科目である品質管理に関して、勉強時間が短いもしくは反復学修が足りないと考えられ、数学の時間に品質管理に関する実践的な問題を採り入れる、補講する、「実践品質管理」の科目を追加する等を検討する。

文部科学省からの大学入学者選抜実施要項の見直しに対応するため、アドミッションセンターで内容を検討し、大学運営会議で審議する。

カリキュラムや履修制度の理解不足に対して、履修登録方法を変更してはどうか検討する。例えば、4月のオリエンテーションにおいて、カリキュラムの説明（1時間半）及び履修相談（1時間半）を十分にした上で1年間の履修計画を立て、年間一括で履修登録をしてもらう。

学習支援システムの一環として導入したG l e x aが、授業改善に効果があるか、今後も検証する。

学修支援を目的とする学生と教員間での面談については、面談内容、実施時期等の検討や面談効果の検証も含め、学修支援委員会で継続的にPDCAサイクルを回していく。

新たに設定した学修成果の可視化の方法に基づき、FD委員会にて学修成果アンケートを入学時、1年次末及び卒業時に実施し、結果の分析、教育改善計画を立てる。

障害者支援体制については、学内施設やカリキュラム等において障害者が本学で学ぶ際に必要とされる項目の抽出作業に着手する。

学生便覧には台風、交通機関の運行停止に関し記載があるが大雨について記載がない。自然災害等の対応について事務室で検討する。

様式 7－基準Ⅲ

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源]

<根拠資料>

- (1) カリキュラム案内（履修の手引き）
- (2) 大学案内 2019
- (3) 本学ウェブサイト（<https://www.toshoku.ac.jp/>）
- (4) 東洋食品工業短期大学規程集 4-16 教員選考規程
- (5) 東洋食品工業短期大学規程集 4-03 受託研究・共同研究事務取扱規程
- (6) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01 研究活動上の不正防止に関する規程
- (7) 東洋食品工業短期大学規程集 4-02 知的財産に関する規程
- (8) 東洋食品工業短期大学規程集 4-11 病原体等取扱い安全管理規程
- (9) 東洋食品工業短期大学規程集 4-10 組換えDNA実験安全管理規程
- (10) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-08 海外出張旅費規定
- (11) 東洋食品工業短期大学規程集 3-09 FD委員会規程
- (12) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-05 事務組織規程
- (13) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-07 職務分掌規程
- (14) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-06 職務権限規程
- (15) 東洋食品工業短期大学規程集 2-19 障害学生支援規程
- (16) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-1 研究活動等不正防止の基本方針
- (17) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-2 研究活動における行動規範
- (18) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01 研究活動上の不正防止に関する規程
- (19) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-3 研究活動の不正防止計画
- (20) 防災避難訓練計画表
- (21) 東洋食品工業短期大学規程集 4-18 情報セキュリティ管理規程
- (22) 東洋食品工業短期大学規程集 3-16 情報セキュリティ委員会規程
- (23) 東洋食品工業短期大学規程集 4-18 情報セキュリティ管理要領
- (24) 東洋食品工業短期大学規程集 4-09 SD活動実施規程
- (25) SD実施方針・計画について(平成30年度)
- (26) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 2-01 教職員就業規則

[区分 基準Ⅲ－A－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足してい

る。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ－A－１の現状＞

本学は、包装食品工学科のみを有する単科短期大学であるが、ほかでは学べない包装食品工学という分野で日本の包装食品業界を支える重要な役割を担っている。したがって、包装食品業界の次世代を担う学生の育成には、包装食品の製造に関する知識や技能が求められる。本学の教育分野は、「安全・安心」な包装食品を製造するための学問分野であり、カリキュラム案内⁽¹⁾や大学案内⁽²⁾、あるいは本学ウェブサイト⁽³⁾に明確に示しているように、「安全・安心」な容器詰食品を製造するために必要とされる以下の12分野を教授している。すなわち、包装食品製造工程を直接的に支える「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」の7分野と包装食品製造を包み込むように支える「食品衛生」「品質管理」「衛生管理」「検査」「関係法規」の5分野、計12分野である。

教育課程編成・実施の方針は基準Ⅱ－Aに示した通りであり、本学では、実際に食品企業で製造に使用している機器に対応するような各種設備を活用して、演習、実験・実習を主体とした実践的なカリキュラムを作成し、実施している。そのためには、上記12分野を確実に教育できる教員が必要である。本学の専任教員は、この観点に立ち、大学において特定の分野を研究して所定の学位を取得した教員と、業界において特定の分野を実務として担当し、業界において特定分野の指導力を鍛え、その実績を積んだいわゆる実務家教員により構成されている。平成30年度末の時点で、専任教員数は19名であり、その中で、企業から派遣された教員は8名である。

なお、本学の教員数は平成31年度末で19名であるが、このうち教授は7名であり、非常勤講師を除く専任教員の3割以上が教授である。この比率は、短期大学設置基準に規定される教員数の3割以上は教授であるという条項を満たしている。

本学の教員は、短期大学設置基準23条の①、②、⑥、⑦に該当する資格を有する教員から構成されている。また、教授、准教授等の職位の委嘱に関しても、短期大学設置基準に準拠して行っている。本学では、短期大学設置基準に基づいた教員選考規程⁽⁴⁾を設けており、同規程に従って教員の選任を実施している。

各教員のプロフィールは本学ウェブサイト⁽³⁾に掲載している。

本学の収容定員は2学年で70名であるが、平成30年度は74名の学生が在籍している。前述した演習、実験・実習を主体とした実践的なカリキュラムを実施するには、短期大学設置基準で義務付けられている専任教員数だけでは不十分であり、本学のS/T比は平成30年度末で3.9、すなわち教員一人当たりの学生数は4人弱となっている。この点からも、本学は非常に密度の濃い教育が可能な教員組織を整備しているといえる。

専任教員は、前述したように12分野を教育することができる教員構成となっているが、専門教科においても冷凍食品の技術や畜産品に関する知識については、外部の高等教育機関より2名の非常勤講師を招き、教育を委嘱している。

一般教養の教育に関しては、外部よりそれぞれの専門家を非常勤講師として招聘している。非常勤講師については、本学ウェブサイト上で公開はしていないが、その学位や研究業績は短期大学設置基準を充足している。

本学の場合、記述したようにS/T比は一般的な大学や短期大学に比べて著しく小さく、特に補助教員は必要としていない。

本学では、教員選考規程⁽⁴⁾に基づき教員を採用し、教育・研究活動を考課基準に従って考課し、その実績に応じて昇格・昇任等を実施している。

[区分 基準Ⅲ－A－2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) F D 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、F D 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ－A－2の現状＞

本学は、日本で唯一の包装食品工学科からなる単科短期大学であり、教育研究上の目的に「包装食品製造に係わる理論と技術の教授並びに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する」とあるように、包装食品に関する技術の維持・発展に貢献する教育研究活動を行うことが求められている。この分野は業界と深く結びついた実学の色合いが濃く、東洋罐詰専修学校創設当初より、企業からの技術相談や技術者教育の養成に応じてきている。

包装食品分野では、活発な研究開発が進められており、大手企業を中心に関連学会での発表も多いが、一方で、中小企業では、日々の活動の中で発生した各種課題への対応に苦慮する場合もある。本学は、これら包装食品業界が抱える問題に対して、業界に有益な情報や研究成果を提供することを目的として、現場に直結した実践的な研究を志向している。勿論、本学の専任教員が学位取得に向けた研究をする場合は、上記の限りではないが、社会に求められる研究の観点から、共同研究、受託研究を始めとして、関係業界や行政に対するヒアリングを行い、研究テーマ設定に活かすよう努めている。

平成 30 年度は、教員研究として 16 テーマを実施した。成果として、報文 10 報（内、共著 2 報）、学会発表 4 件（ポスター発表を含む）等が挙げられる。16 テーマは全て平成 31 年度への継続テーマとした。研究計画の策定・進捗管理については、研究に関するヒアリングを行う程度で、教員に一任していたが、教員によって著しく進捗が遅い、あるいは研究目標がぶれる等の問題も散見されたため、改善策として平成 30 年度は前期終了時（平成 30 年 9 月）に中間報告会を実施し、テーマの進捗状況確認、並びに後期への取り組み内容の確認を実施した。また、専任教員の研究活動実績は、本学ウェブサイトの中で公開されている。

上記 16 テーマのうち、民間企業との共同研究 2 件、民間企業からの受託研究 2 件を行い、外部資金を獲得した。また、他大学との共同研究 1 件を行った。科学研究費助成事業に対しては、平成 30 年度は申請していないが、1 件が公益財団法人東洋食品研究所の助成金対象となり、平成 31 年度から研究を推進していくこととなる。

平成 28 年度以降は、教職員連絡会でコンプライアンス教育を実施するとともに、研究倫理教育の更なる強化を目的として、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコースを全員が受講し、コンプライアンス教育受講確認書と e ラーニングコース修了証書の提出を義務付けている。

専任教員の研究活動に関する規程は、受託研究・共同研究事務取扱規程⁽⁵⁾、研究活動上の不正防止に関する規程⁽⁶⁾、知的財産に関する規程⁽⁷⁾、病原体等取扱い安全管理規程⁽⁸⁾、組換え DNA 実験安全管理規程⁽⁹⁾等を整備している。

専任教員の研究活動を発表する場の一つとして、従来は公益財団法人東洋食品研究

所と合同で研究報告書を隔年発行していたが、平成 23 年度からは本学単独の紀要を隔年発行している。次回は平成 31 年度に第 5 号の発行を予定している。

専任教員が研究を行う教員室、研究室等に関しては、南館 2 階に教員室を配置し、パーテーションで間仕切り、1 人当たり 4.8 m²を確保した。共通研究室として 11 室を整備している。また、実習設備を研究設備としても活用している。

専任教員が研究を行う研究室等、及び研究・研修等を行う時間は、おおむね確保されている。しかしながら、本学主催の研修会や依頼業務により実習を担当する一部の教員の負担が大きくなる傾向がある。地域・社会貢献等、本学の存在意義と関わりの深い業務を除いて、業務の見直しを行う。

また、休業期間中に実施する社会人向け講習や外国人向け短期研修に関する負担もあるため、教員ごとに研究に費やす時間の確保に努めている。研究を効果的に進める手段として、平成 30 年度から、2 年次生が取り組む卒業研究を卒業課題研究と名称を変更したが、卒業課題研究を通じて、教員研究の一部を進めることも多い。従来の卒業研究と同様、各学生は担当指導教員に配属され、教員の指導の下で各課題研究テーマに取り組むが、この過程で問題解決能力、論理的思考、コミュニケーション能力等を修得することを目的とする。卒業課題研究には、いわゆる卒業制作に相当する案件も含まれているため、全てが研究に該当するとは限らないが、卒業制作を除いた卒業課題研究テーマについては、原則として各教員の研究テーマの一環とし、研究、実験、課題実習、課題制作等を通じて研究・課題の達成を目指す。卒業研究と同様、卒業課題研究においても研究成果・課題達成成果を卒業課題研究報告書にまとめて提出し、卒業課題研究の成果を報告する。また卒業課題研究発表会で成果を発表する。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定については、海外出張旅費規定⁽¹⁰⁾を整備している。

F D 活動は、F D 委員会規程⁽¹¹⁾に基づいて行っている。F D 活動として、外部の研修会への参加の他に、教員相互の授業参観の実施や授業評価アンケートの実施を行った。授業評価アンケートに関しては全員が対応した。また、平成 30 年度は、F D 委員会主催で、3 回の教員研修会を実施した。平成 31 年 3 月は「ファシリテーション基礎講座」、「発達障害を持つ学生への対応について」、「ティーチング・ポートフォリオ基礎講座」という題目で行われた。教員の外部講習での研修として、平成 30 年度は、平成 30 年 5 月に「関西地区 F D 連絡協議会第 11 回総会」、8 月に「合同 F D 講演会「発達障害を持つ学生への対応について」(産業技術短期大学との大学連携協定書に基づく合同開催)」、「授業の基本と授業づくり」(滋賀県立大学)、12 月に「ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ」に出席した。

本学は学修成果を向上させるために日頃より委員会活動等を通じて関係部門との連

携強化を図っており、少人数体制を生かした F D 活動を行っている。

[区分 基準Ⅲ－A－3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) S D 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、S D 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ－A－3 の現状>

本学の事務組織は、学校法人東洋食品工業短期大学 事務組織規程⁽¹²⁾ 第 4 条に、事務室と総務部を設置することを定め、事務に係る業務を執行している。事務室は、学生課と教務課の 2 課体制で組織し、学生の履修指導や個別相談等を通じて、就職指導及び学生生活の支援・アドバイス等を行っている。総務部は法人総務を含み、総務課と経理課の 2 課体制で組織され、教育環境の整備、予算の管理、日常の営繕、保安全管理を行っている。事務の各部署には、本学の運営及び学生の支援等の業務を円滑に運営するために専任職員を配置し、組織の運営に必要な環境も整備されている。

本学の事務体制は、事務室長と総務部長がそれぞれの事務組織を統括するが、本学組織の責任は学長にあり、一部の決裁事項を除いては、学長の決裁となる。人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、本学の事務分掌は、職務分掌規程⁽¹³⁾及び職務権限規程⁽¹⁴⁾に定められており、その責任体制は明確になっている。

事務職員は、定期的な研修や S D 活動により、事務をつかさどる専門的な職能を有しており、大学事務の遂行に支障はない。ただ、職員の入れ替わりがなく、高齢化が進んでおり、業務の固定化、専門化の懸念が生じている。

事務職員には専用のパソコンを貸与し、総務部・教学部門とグループウェアで接続し、情報の共有化を図ると同時に、学生事務の処理、管理のため、パソコンを更に 1 台貸与、事務室内に独自に構築されたネットワークで情報の共有化を図る等、事務職員の

能力や適性を十分に発揮できる職場環境を整えている。

事務関係諸規則については、学校法人関係諸規則（管理・人事）を総務部が、大学関係諸規則（学務・組織・運営）を事務室が管理している。規則等については、事務部門及び関係部門が随時見直しを行い、実情に合わせて追加・修正を行っている。平成 27 年度に、研究活動等不正防止の基本方針⁽¹⁵⁾、研究活動における行動規範⁽¹⁶⁾、研究活動上の不正防止に関する規程⁽¹⁷⁾及び研究活動の不正防止計画⁽¹⁸⁾等、研究活動上の不正防止体制の構築を図った。また、平成 29 年度には、「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月 1 日施行）その他の法令の定めに基づき、本学における障害学生支援の基本方針、支援の体制について規程化（障害学生支援規程⁽¹⁹⁾）し、学内における障害学生の支援体制の確立に努めた。なお、「障害学生支援の基本方針」は本学ウェブサイトの開示している。

平成 30 年度には、サーバールームを造作し、学内 LAN の基幹となる認証サーバー（ファイルサーバー）を導入した。このサーバーは、各部門、学生が共有で使えるフォルダーが設けられており、大学情報資産の共有化・有効活用が可能である。なお、事務室系・教員系・学生系と、分断して管理していたネットワークは、平成 29 年度末に統合済みであり、上記サーバーで認証管理を行うことにより、学内 LAN の運用が可能となる。本格稼働は、平成 31 年度以降を予定している。サーバーには、事務室専用の共有フォルダーも設けられており、データの保守性・セキュリティは、格段に向上している。

また、事務室にはこの他に、複合機、大判印刷機、書庫や金庫、事務処理に必要な機器や備品等も整備されており、業務の遂行に支障はない。

防災対策については、教員と事務職員で安全衛生委員会を設置し、防災に関する活動を主体となって行っており、年 2 回の消防法に定められた設備の点検・整備及び川西市消防本部の協力を得て年 1 回、防災避難訓練⁽²⁰⁾を学生寮も含め、実施している。

平成 29 年度には、教育・研究環境改善の一環として、学内 LAN の基盤整備を実施したが、その際、全構成員が、本学の情報資産を正しく利用していくための指針として、平成 29 年度末に情報セキュリティポリシーを定め、規程（情報セキュリティ管理規程⁽²¹⁾）を整備した。また、情報セキュリティ委員会を立ち上げ、情報セキュリティ委員会規程⁽²²⁾を整備し、学内 LAN の構築を開始した。

平成 30 年度には、情報セキュリティの管理業務を遂行する教職員が、本学の情報に対するセキュリティを確保するための要領を規定した情報セキュリティ管理要領⁽²³⁾を定め、学内 LAN の運営に適用した。

学内 LAN には、大学情報資産の管理ソフト（L a n S c o p e C a t）も導入している。教職員・学生が使うパソコン（グループウェア用パソコンは除く）には、全てセキュリティソフト（E S E T）がインストールされており、事務室で管理を行っている。なお、サーバー等、ネットワーク機器の保守に関しては、機密保持契約を締結した外部業者に委託している。

S D 活動に関しては、平成27年度以降、事務室と総務部の職員を対象として、本学で企画した「大学教育の質的転換に関する S D 研修会」を実施している。平成29年度には、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成29年4月1日施行）に基づき、S D 活動実施規程⁽²⁴⁾を全面的に見直し、新たに「研修の機会」に関する条文を追加した。本学における平成30年度の S D 活動については、上記「研修の機会」に関する条文を踏まえ作成した平成30年度の S D 実施方針・計画について⁽²⁵⁾に基づいて実施した。平成30年度の S D 実施方針は、次の通りである。

- ・ 本学の職員が大学の運営等に必要な知識・技能を習得し、その能力・資質を向上させるための「研修の機会」を設けることその他必要な取り組みを行うものとする。
- ・ 対象職員は、事務職員のほか、学長等執行部や教員を含む全教職員とする。
- ・ 「研修の機会」については、効果的・効率的に実施する観点から研修を中心にして、本学が自ら企画した研修会実施（主催・共催）と関連団体等が開催する研修に参加する。なお、学外研修会に参加した場合は、報告書の作成を通じて学内で情報共有を図るとともに、必要に応じて課題を含めた報告形式の研修会の実施を企画する。

上記の実施方針及び実施計画に基づいて実施した平成30年度 S D 活動の主なものは、以下の通りである。

表Ⅲ-1 S D 活動の状況

開催日	区分	主 催	テーマ
平成30年 4月19日	学外	私学経営研究会	内部監査体制の構築と強化
5月28日	学外	私学経営研究会	私学教職員の労務管理
6月29日	学外	文部科学省	2018年度大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会
8月7日	共催	産業技術短期大学、東洋食品工業短期大学	発達障害のある学生への支援・対応について
8月 30～31日	学外	日本学生支援機構	2018年度障害学生支援実務者育成研修会
9月5日	学外	私学経営研究会	組織活性化と職員力の育成
10月19日	学外	私学経営研究会	文教行政の動向と課題
11月15日	学外	私学経営研究会	中・長期経営計画策定のポイントと留意点
11月19日	学外	日本能率協会	大学経営支援事業プログラム説明会
平成31年 1月16日	学外	文部科学省	資質・能力の育成に向けたカリキュラム・マネジメントの推進

更に、今、求められているのは、教育研究そのものの質向上や高度化支援、教育・学生支援力の向上である。学生募集・入試から、教育・学修支援、学生生活の充実、そして資格取得やキャリア形成支援に至る学生育成への職員の関与を深め、また教員と協働して教育の質向上を作り出す職員力、教学マネジメント力の育成に注力したい。

事務室については、各職員とも一定レベルの能力は有しているが、少人数であることから職員の多能工化が必要となるため、大学事務の多様化に対応する幅広い専門知識の習得に向け、職務目標管理シートとSD実施方針・計画に基づき、事務処理の点検・評価を行い、日常的に業務の見直しや事務職員の能力及び資質向上の取り組みを行っている。

本学では、教育活動や入学試験、募集活動、学生支援等に関するセンター・委員会を設置しているが、事務職員はセンター・委員会のいずれかのメンバーに所属し、教員と協力しながら有機的な組織運営を行っている。

[区分 基準Ⅲ－A－4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ－A－4 の現状＞

学内の人事管理は総務部が分掌している。労働基準法第 89 条の定めにより教職員就業規則⁽²⁶⁾を制定し、所轄の労働基準監督署に届け出て運用しており、法改正の都度等、適宜見直しを行い、理事会承認を経て所轄監督署に届け出ている。

教職員の採用、退職、諸手当は教職員就業規則等に明文化し、労務関係の諸規則は、本学の専任教職員であればグループウェアにアクセスし、いつでも閲覧できる環境にある。

本学では教職員就業規則のほか、就業上必要と思われるものは諸規則・規程類に定めている。また、人事考課は、学長の方針に沿った個人目標の自己評価に基づき、考課者と被考課者が行う年 2 回の面談を軸とすることで、全教職員は組織の目的・目標を認識し、職務に従事している。

教員に関しては、業界で広く活躍した実務家教員と一般の募集等に基づいた教員が混在しているが、これまで、一般教員と、実技を主担当とする教員に対する考課基準が不明確であり、更に教授、准教授、講師、助教に求められる業務要件についても曖昧であった。また、実務家教員等の採用にあたり、出向元の業界における職位や経歴を本学の職位とどのように対応させ、その処遇を決めるかといった部分が明文化されていなかった。このため、平成 29 年度に前学長が主体となって教員採用基準、職位に対する業務要件を文書として定め、更に教員向けの新考課基準案を策定した。平成 29 年度よ

り教職員に公開して、広く意見を求めた上、不備な部分については改定を加え、平成 30 年度下半期より運用を開始している。

日常の就業管理には磁気カード方式の就業管理システムを導入し、全教職員（専任）の出退勤・時間外・出張外出、休暇等の管理をしている。特に、休暇・出張・外出等の不在用件は所属長の事前承認制を原則とし、防災時の危機管理情報の一つとしても利用できるように努めている。

人事管理は、法令等に則った諸規則・規程類に定められた運用と管理を行っており、適切な運営を行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ－A 課題＞

現在、事務室に在籍している職員の平均年齢は 50 歳を超えており、20、30 歳代の職員はおらず、年齢構成は高年齢に偏っている。また、業務を少人数体制でこなす必要があり、経験、適性と能力を考慮し業務効率を優先した割り振りで行っているため、固定化、専門化の弊害の懸念が生じている。今後、若手職員の採用を検討し、年齢構成のバランスとローテーションによる多能工化が必要である。特に、今後、大学の I C T 化を推進する予定であることから、I C T 関連の知識がある人材の確保が必要である。

教員については、平成 29 年度に二重巻締担当教員の確保を行い、当面の問題はクリアされたものの、関連する企業の巻締に係る事業縮小に伴い、教員の確保が早晚困難になっていく可能性がある。二重巻締担当教員に関しては、業界との人材交流等の仕組みを構築する必要がある。また、アセプティック飲料製造実習やヒートシール実習担当教員の確保も急務である。

S D 活動については、計画的な推進を行っているが、大学 I R 活動とリンクした教育の質向上につながる各種データの分析等はまだ不十分であり、事務職員を含めた全教職員のスキル向上に向けた継続的な活動を展開する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ－A 特記事項＞

平成 31 年 4 月 1 日から、働き方改革関連法案の一部が施行され、長時間労働の是正及び多岐で柔軟な働き方の実現等が推進されようとしている。その 1 つに労働基準法改正による「年 5 日の年次有給休暇の確実な取得」があるが、現状、事務職員には、有給休暇を 5 日以上取得できていない者がいる。達成できない場合には、罰金が科せられることになるため、平成 31 年度からは、5 日の有給休暇取得推奨日の設定を行い、取得しやすい環境作りを行う。また、長時間労働については、大学業務系システムの導入による、事務職員の事務効率向上と学生サービスの改善を検討する。

[テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]

＜根拠資料＞

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集 5-01 図書館規程

- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 5-03 図書館資料管理規程
- (3) 本学ウェブサイト (<https://www.toshoku.ac.jp/>)
- (4) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-01 経理規程
- (5) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-05 固定資産管理規定
- (6) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-06 消耗品管理規定
- (7) 2018 年 11 月理事会資料
- (8) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 3-14 防火防災規定

[区分 基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、A V 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

< 区分 基準Ⅲ－B－1 の現状 >

本学の学生定員は 70 名、校地面積 14,694 m²であることから、短期大学設置基準第 30 条で定められた学生 1 人あたり 10 m²として算定した面積は 700 m²となり、この規定を充たしている。また、本学の校舎面積は 3,856 m²である。短期大学設置基準第 31 条に基づくと、本学で必要な基準校舎面積は 2,000 m²であることから、この規定を充たしている。

体育施設については、大学構内にトレーニングルームを併設した体育館(1,149 m²)及び 5,100 m²のグラウンドとテニスコートを有しており、短期大学設置基準第 27 条の二の規定も充たしている。これらの体育施設は、体育実技の授業や体育系のクラブ活動等に利用している。なお、平成 27 年度から 28 年度にかけてグラウンドに天然芝を張り、体育実技の授業環境改善を図った。

本学では、本館、図書館、アリーナの玄関口にスロープを整備し、車椅子トイレをア

リーナ、図書館の2カ所に設置している。平成27年度には、緊急時対応のため、車椅子2台を事務室前に常備した。

本学は、短期大学設置基準第28条に基づき、講義室2室、演習室1室、実験実習室15室、情報処理学習室1室を有しており、教育目的に沿って活用され、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行っている。本学で取得できる資格で、適用しなければならない法令や資格認定団体の規則に基づく機器備品を保有・整備している。固定資産機器の管理台帳に基づき、計画的に設備更新を図る体制を整備している。

図書館の面積は531 m²である。閲覧・貸し出しサービス等が支障なく行えるよう配置に配慮している。

購入図書は、図書委員会が図書館規程⁽¹⁾と図書館資料管理規程⁽²⁾に基づき選定している。選書・購入図書は食品関連図書がほとんどであり、図書委員会の決定に基づいて適宜その充実を図っている。参考図書は、全体の図書数の9%となる4,425冊を所有し、一部を閲覧室に配架している。また、資料の増加と書架の空きスペースとの兼ね合いを考慮し、利用価値のなくなった図書・資料の廃棄も、図書館資料管理規程に基づき図書委員会の審議を経て随時行っている。

平成30年度の蔵書数は表Ⅲ-2のとおりである。新着雑誌、製本済専門誌、AV資料は、一般図書とは別置して利用の便を図っている。

表Ⅲ-2 蔵書等の概要 (平成31年3月31日現在)

種 類		冊 数 等
蔵 書 数	図 書	30,047 冊
	専門誌等（製本）	17,825 冊
年間受入数	図 書	334 冊
	学術雑誌種類数	123 種
AV資料数	ビデオ・DVD	286 種
AV設備	視聴用モニター	1 台
	ビデオ・DVDプレーヤー	1 台
	電子黒板	3 台
	電子黒板用 ブルーレイプレーヤー	3 台
パソコン	蔵書検索専用	1 台
	一般用	6 台
	電子黒板用パソコン	3 台
座 席		30 席

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備し

ている。

- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ－B－2の現状>

本学の建物は消防法に対応しており、アスベスト対策は完了している。また、平成 25 年 10 月に飲料用無菌充填実習棟（南館）を竣工したことで、中期計画としての増改築工事は終了している。

平成 27 年度から本館教室の非構造材の耐震化工事に取り組み、講堂天井部の耐震化工事を完了し、平成 28 年度は微生物室天井部の耐震化工事を完了したことにより、地震対策の大半が対応済みであるが、平成 30 年度に、再度、耐震対応状態を確認して、その結果を本学ウェブサイト⁽³⁾に掲載を行った。

建物の長期的な補修計画は、施工業者による長期修繕計画に基づき、躯体、外壁等の修繕の資金計画を立案し、予算を引当て、進めている。

全ての固定資産及び消耗品は、経理規程⁽⁴⁾、固定資産管理規定⁽⁵⁾、消耗品管理規定⁽⁶⁾に基づき購入、竣工から除却までの管理を行っており、資産台帳は総務部が管理している。消耗品については、単価 3 万円以上の汎用物品等は、各部門長が管理しているほか、当期に費用化した消耗品で、期末日時点で未使用である消耗品は、数量に単価（時価）を乗じて金額を算出し、貯蔵品として評価している。

実験実習機器装置類の管理は、日常の管理者を機器ごとに定め教員が行っている。そのほか、総務部と教職員が共同で毎年 9 月に全固定資産の棚卸を実施し、設備の状態を含め資産確認を行い、更新計画⁽⁷⁾等に反映させている。

学内の防犯については、役員、教職員、学生を除く全ての来学者は総務部で入構受付と退場チェックを義務付けて管理している。

学内の警備は、学事スケジュールに基づき、朝 6 時 30 分から 8 時までと、18 時から最終退場者までは有人警備を実施し、休日、夜間は大手警備会社による機械警備システムを導入している。

学内で使用しているパソコンには、セキュリティソフトをインストールするほか、ネットワーク機器には通信制御（ファイヤーウォール）を施している。

平成 29 年度にネットワーク機器の更新及び学内ネットワークの基盤整備を実施した。平成 30 年度には、認証サーバー等の導入により、アクセス権限・セキュリティ管理の強化を行った。

地震、火災等防災の取り組みでは、防火防災規定⁽⁸⁾を定め、川西市消防本部の指導の下、年に一度の避難訓練、消火器取扱訓練を全学と男子寮でそれぞれ実施しているほか、警備会社が運営する災害等の安否確認ツールを用いた操作訓練も毎年実施している。

環境対策に対する取り組みは、官公庁の指針に沿った対応に務めている。本学が取り

組んでいる環境対策は下記の通りである。すなわち、電力使用はデマンド管理を実施しているほか、平成 25 年度から本館の照明を L E D に順次交換を実施し、平成 29 年度で主要箇所の交換が完了した。また、毎月の水道光熱使用量をグラフ化し、教職員に公開している。そのほか、5 月初旬から 10 月末までをクールビズ期間と定め、全学的に夏期及び冬期の空調設定温度は官公庁からの指示を遵守する指導を行っている。

本学の体育館は、川西市から、水害を除く災害時避難場所の指定を受けている。また、本学の防火防災規定に基づき、独自に保存食料、発電機、簡易トイレ等を備蓄し、管理している。

＜テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の課題＞

2 号基本金で継続的な引当を行っているが、対象とする建物を除いてその他の建物、建物付帯設備、構築物に関する全体的な保守計画と長期修繕計画のための引当金がまだ不十分である。

建物付帯設備、装置機器類等で、耐用年数を超過して使用しているものについては、稼働状況を順次把握し、専門家の意見を聴きながら予防保全のため設備更新計画を立案し、計画的に取り組む必要がある。

また、定期点検及び保守並びに更新が必要な設備や装置機器類は、5 ヶ年設備投資計画に盛り込んで計画的に取り組む必要がある。なお、5 ヶ年設備投資計画における資金計画並びに運用管理については、実情に即した計画となるよう、毎年見直しを図る。

構造上の制約やスペース上の制約があって一部整備できていない建物のバリアフリー化等については、専門家の意見を聴きながら、実現可能な方法について検討を進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の特記事項＞

平成 30 年度は、過去の自己点検でも課題として挙げられていた学内 L A N の構築を行った。これは、学生系・事務系・教員系の 3 系統に分断されていた回線を一つにまとめ、改めてネットワークを 10 のセグメント（エリア）に分け、学生・教職員のアカウント付与・管理を行うものである。また、この構築のほか、学生の安全確保を目的に、ネットワーク型の防犯カメラを導入し、事務室で管理（記録）する体制を構築した。

〔テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ－C－1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

- (2) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ－C－1の現状>

本学は、技術サービス、専門的な支援、施設の向上・充実を図るため、技術的資源を計画的に維持・整備し、適切な状態を保持している。授業運営に必要な機器備品も計画的に更新し、整備を図ってきた。

I T ルームでは、授業時以外にも利用可能なパソコン 42 台を学生の学修支援に供しており、1 学年/学生一人 1 台体制は確保できている。また、I T ルームには、ネットワーク接続型ハードディスク(N A S)があり、学生と教員間における情報の共有化が可能となっている。なお、平成 30 年度には学内 L A N の基幹となるサーバーの導入を実施しており、平成 31 年度には、全学的な情報の共有化が可能となる。

講義室・I T ルームなどには、教育課程編成・実施の方針に基づき、パソコン・プロジェクター・スクリーン・ビデオ・D V D 等の情報機器を備え付けており、技術的資源の整備を図っている。平成 30 年度には、講義室にアクティブ・ラーニング対応の机・椅子を導入した。平成 31 年度から、双方向型授業の導入を目指す。

教職員には一人 1 台以上のパソコンが供されており、授業や大学運営業務に活用されている。運営(保守・メンテナンス)は、総務部と事務室が連携して行っている。教職員は業務に必要なパソコンの利用技術を十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。なお、平成 30 年度の学内 L A N 導入に伴い、平成 31 年度には、教職員全員に学内 L A N 対応のパソコンを供与し、一人 2 台体制とする予定である。

事務室では、平成 30 年度にデータの保管・管理を N A S から、セキュリティがより強固な W i n d o w s サーバーに移行した。ただし本学では、大学業務系システム(学事支援システム)が導入されておらず、現状、エクセル等で学生の個人情報、成績情報等を管理しており、各種情報開示については、人間系で行っているのが実情である。

図書館の I T 環境については、授業や授業以外の学修支援のため、利用者が書庫内の検索用端末で書籍を確認しながら検索作業ができ、図書の貸出・返却も利用者自身の手続きで可能となっている。図書館管理業務サーバーとユーザー向けクライアント 2 台

を設け、オンラインで目録情報を提供している。また、平成 27 年度には、アクティブ・ラーニング対応として、私立大学等教育研究活性化設備整備事業の補助金を得て、電子黒板を 3 セット、パソコン 6 台、グループミーティング用チェア等を新規導入し、学生に新しい学修環境を提供した。

今後、図書環境においては、洋雑誌の電子ジャーナル化が進む情勢であり、対応を進めていく。

情報技術の一層の活用のためには、視聴覚機材を用いた授業展開が必須となっている。平成 29 年度に密封実習の授業に動画（電子黒板）を採り入れた授業を検討し、平成 30 年 4 月より試験的な運用を開始した。更に、10 月から食品製造実習で映像機材を導入し、製造工程の説明、ポイント、レポート課題の解説に活用している。

本学では、平成 27 年度末に、I C T 教育関連の設備・システム導入検討のプロジェクトチーム（I C T 整備ユニット）が発足し、他大学の事例調査等を踏まえ、学内 L A N 導入の検討を行った。学内 L A N の基盤整備の方向性が見えてきたことと、更なる展開の必要が生じたことから、平成 29 年度末に I C T 整備ユニットを解散し、新たに情報セキュリティ委員会を立ち上げた。平成 30 年度以降は、この委員会が中心となって本学情報資産のセキュリティ対策とサーバー等の情報システム導入・学内 L A N の構築・運用に向けた活動を行うこととなった。

新たに立ち上げた情報セキュリティ委員会は、ソフト面においては、運用規則等の整備、ハード面では、サーバーを中心とした学内 L A N を構築し、平成 31 年度以降に本格運用ができる環境を整えた。平成 31 年度には、学内 L A N における認証システム、O f f i c e 365 の運用を開始し、全学的な学生・教職員の情報共有化をスタートする。

＜テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

本学では、平成 30 年度に学内 L A N を導入したが、他の大学では当たり前のように入導入されている大学業務系システムが導入されていない。他大学では、大学業務系システムをベースに、W e b 履修、W e b シラバス、W e b ポータル等、学生サービス系システムへの展開を加速度的に進めている。文部科学省も、教育の I C T 活用を積極的に推し進めており、この潮流に乗らない大学は淘汰される。平成 31 年度は、本学の背丈に見合った大学業務系システムの導入を検討する。

なお、平成 30 年度は、講義室にアクティブ・ラーニング対応の机・椅子を導入したが、シラバス上では双方向型授業の採り入れが進んでいない。今後、積極的に導入を図る必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題の特記事項＞

本学では、F D 委員会が平成 29 年度に G l e x a を導入し、試験運用した。結果、成績向上が確認できたことから、平成 30 年度には試験運用を全学年に拡大した。平成 31 年度も学修効果の評価を継続して行う。

平成 29 年度に、密封実習の授業に動画の採り入れを検討し、平成 30 年 4 月より試験的な運用を開始した。更に、平成 30 年 10 月から食品製造実習の授業に映像機材を導入し、試験的な運用を開始した。平成 31 年度から 2 科目の実習で本格運用が開始される。今後、運用範囲の拡大も検討する。

図書館には、一部間仕切りを施してラーニング・コモンズ化を図った。過去に導入したアクティブ・ラーニング関連設備と併せて有効活用を推進する。

[テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源]

<根拠資料>

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-01 経理規程
- (2) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 7-02 経理規程施行細則

[区分 基準Ⅲ－D－1 財的資源を適切に管理している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ－D－1 の現状>

本学は東洋罐詰専修学校創設以来、創設者の遺志に基づき、低廉な学費と堅実な大学運営を持続している。その間、優秀な人材を食品加工、容器・包装に関連する業界に輩出し、広く社会に貢献してきた。

開学以来支援をいただいている企業グループには、深い理解と協力の下、安定的かつ継続的な支援を受けていることもあり、資金収支は過去 5 年以上安定的な財務状態を継続しており、純資産構成比率は 98%である。また、第 2 号基本金積立金、退職給与引当等を含む特定資産も計画通り順調に引き当てができており、負債は、学債、長期、短期を含め一切無い。

現預金管理は、経理規程⁽¹⁾及び経理規程施行細則⁽²⁾に基づき総務部が一元的に管理しており、課題であったキャッシュレス化を平成 28 年 10 月に導入し、教職員が行う経費精算は全て銀行振込に変更した。これにより、学内での現金の取り扱いは、学生の各種証明書の発行手数料等に限定することができた。

引き続き購買活動における日常的な取引について、業者、見積価格、数量等の適正を確認し、更なる不正防止と物品管理、経理業務全般の質的向上を図る。

また、内部監査、監事監査及び、監査法人による期中 2 回、期末 1 回の監査を実施し、それぞれの監査を有機的に連携し、業務、会計取引記録、資産のチェックなどを行い、レベル向上に努めている。

本学の資産運用による収入は、保有する株式有価証券の配当金が大半である。

業務の効率化、システム化を進めているが、業務分担等の関係から特定の担当者に業務が集中し、業務に遅滞が生じる場合がある。

[区分 基準Ⅲ－D－2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜テーマ 基準Ⅲ－D－2の現状＞

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標は、決算データに基づき総務部が作成し、理事長、常務理事、理事、監事等に適宜報告を行っている。

教育環境設備投資に関しては、中期計画を策定し、教育研究機器などの計画的導入と更新を財務面からも検討の上、計画的に行っている。

また、年次の事業計画案策定は予算案編成と並行して進め、編成開始時に学長から編成方針と目標値等を全教職員に周知の上、編成している。

各部門の事業計画案、予算案は、包装食品工学科、事務室、総務部で検討を経て集計作業を行い、学内検討会を経た案を評議員会諮問、理事会で決定している。

決定した事業計画と予算、決算（月次進捗・期末総括）は、教職員連絡会などを通じ教職員に周知している。

＜テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の課題＞

現在、経営は安定な状態が継続しているが、大幅な収入減少が起こった場合に起こりうるリスクや、取り得る対応策、防衛策の検討が必要である。

更なる不正防止対策として、発注・検収業務の分離が重要であるが、その対応に職員の業務負担が増加している。

一部の担当者に業務が集中しないように、業務の効率化、システム化を更に進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の特記事項＞

業務の効率化を推進し、月末の教職員連絡会において前月の予算・決算報告を実施している。固定資産の予算管理については、予備費を含めて、有効活用できるように見える化を行った。教職員連絡会での質疑応答を活発化させ、予算管理の意識を高めている。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

平成 29 年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画・行動計画に対する実施状況は以下の通りである。

実務家教員については、高齢化が進む中で、包装食品工学科分析グループへの中堅層の講師を 1 名増員した。近い将来、密封技術グループ講師の退職が予定されており、容器関連企業からの専任教員を 2 名確保することを進めている。なお、実務家教員の給与体系や勤務体系については、派遣元の待遇に合わせてきたが、平成 30 年度から考課基準を新たに設定し、本学独自の人事考課を実施している。専任教員となる実務家教員

の受け入れと学内での職位の委嘱に関しては、上述したように考課基準を明文化した。

教員向け考課基準の内容を、学内での職位ごとに項目を設定し、その項目はS、A、B、C評価に分類した。

教員評価は実技担当教員以外が示す「テーマ年間計画書」も併用し考課評価を実施している。

施設、設備、機器類の保守・点検については、更新時期等を5カ年計画に盛り込むとともに、稼働状況等を定期的にチェックし、常に実情に即した計画となるよう努めている。

学内LAN構築及び大学業務系システム・学生サービス系システム導入などのICT環境整備については、基盤構築の方向性が見えてきたことから、新たな展開に備え、ICT整備ユニットを解散するとともに、情報セキュリティ委員会を立ち上げ、効率的な推進を図った。

業務の効率化を推進し、従来の年度末に決算報告をする方式を改め、平成29年6月以降、継続的に月末の教職員連絡会において前月の予算/決算報告を実施している。

事務工数の削減と職員の多能工化を目指した人材育成に関しては、継続的な課題として取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

事務職員の高齢化が進んでいる。限られた人数で運用できるように、業務の効率化・職員の多能工化に向けた取り組みを継続的に推進する。また、大学のICT化を推進しているが、平成31年度中にICT関連と事務室業務を兼務できる若手人材の採用を進める。

教員については、平成31年度末に二重巻締担当教員とアセプティック充填担当教員の2名が退職予定である。近況では、関連する企業の巻締に係る事業縮小に伴い、教員の確保が困難な状況にある。二重巻締担当教員とアセプティック充填担当教員に関して、業界関係機関や容器関連企業と連携して、人選を進めている。

SD活動については、計画的な推進を行っているが、大学IR活動とリンクした教育の質向上につながる各種データの分析等はまだ不十分であり、事務職員を含めた全教職員のスキル向上に向けた継続的な活動を展開する。

大学側が求める教員の業績や資質を明確にする意味で、平成29年度より考課基準案を検討してきたが、平成30年度には新考課基準の運用が開始された。考課基準と併せ

て実務家教員の受け入れ基準も作成しており、教員の派遣に協力いただける企業、特に容器関連企業に対して、平成 31 年度より受け入れ基準と考課基準を明示し、教育力と研究力の維持向上に勤める。

教員向け目標管理シートの内容を、学内での職位と到達目標の関係が分かりやすい形に変更すべく見直しを進めてきたが、平成 30 年度からの新考課基準の適用に併せて、目標管理シート改定案を作成した。

平成 30 年度より実施の新しい人事考課基準では、研究成果を従来以上に重視している。研究に関して、平成 29 年度より研究計画書を義務づけているが、教員間で記載内容に統一性がない。管理ツールとして使用するため、研究計画書の記載内容や記載の意義に関して引き続き指導を徹底する。

バリアフリー化等も念頭に置いて、長期的視点で建物、建物付帯設備、構築物の保守や修繕に向けた 2 号基金の積立を継続する。

専門家の意見も採り入れ、施設、設備、機器類更新計画の精度を高めるとともに、施設、設備、機器類の保守・点検については、更新時期等を 5 カ年計画に盛り込むとともに、稼働状況等を定期的にチェックし、常に実状に即した計画となるよう継続的に改善する。

学内 LAN 構築及び大学業務系システム導入などの ICT 環境整備については、平成 29 年度末に立ち上げた情報セキュリティ委員会が主体となり、基盤構築を進め、平成 30 年度に設備導入と環境を整備し、平成 31 年度から運用を開始する。

図書館のアクティブ・ラーニング関連設備の有効活用法として、閲覧室の簡易的な改造を行い、活用できる場を提供した。引き続き関連設備の有効活用を推進する。

大幅な収入減少等のリスクに対応するため、危機管理体制の構築に取り組む。

購買活動における不正防止対策として、発注・検収業務の分離に取り組んでいるが、職員の業務負担が増加しているところから、これに代わるシステム化対策の検討を進める。

学内 LAN の整備、業務用ソフトの導入等で、業務の効率化、システム化を推し進め、業務の集中化を防止する。

様式 8－基準Ⅳ

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

< 基準Ⅳ－A－1 の現状 >

私立学校法及び本学の寄附行為等に基づき、理事長は、学校法人の意思決定機関である理事会、評議員会の招集及び適切な運営を通して、経営責任とリーダーシップを発揮している。

大学を取り巻く環境は、大学進学適齢期の人口が減少し、学校経営も生き残りをかけた大競争時代に突入した一方、大学全入時代とも言われ、大学本来の使命に加えて大学教育の質的向上と定員確保を両立させていかねばならない困難な課題を抱えている。

このような時代背景の中でも、理事長は建学の精神に基づき、創設者の遺志を継いでこそ本学の存在価値があると考えており、法人代表として業務の総理に務めている。

平成 30 年 6 月より就任した新理事長は長年大手総合容器メーカーの経営を担ってきた経歴があり、幅広い人脈と経験に導かれた経営者の思考に基づくリーダーシップを発揮している。

更に、本学の社会的使命の達成と、経営的な側面でのガバナンスを機能させるため、広く学内外の意見を聞きながら、理事会、評議員会のメンバー構成にも本学の健全な発展に欠かせない人材を選任し、本学の運営に積極的に関わっている。

理事長は寄附行為の定め通り理事会を招集、開催し、会議では議長としてリーダーシップを発揮し、法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会においては、理事長の立場として会議をリードする一方、外部理事や監事から客観的な意見を反映させるべく努力している。議案を諮る際は、理事、監事から広く意見を聞きながら進めている。本学の理事会構成メンバーは、常務理事学長以外が学外理事であり、議論も学内の考えに偏らず広く出されていると考える。理事会は常務理事学長や理事とともに、創設者が目指した建学の精神に基づいた本学運営に責任あるリーダーシップを発揮し、法人の意思を決定している。

理事会は、3月、5月、11月の年3回の定期開催に加え、臨時開催は必要の都度、理事長が招集している。評議員会は3月、5月に定期開催している。

表Ⅳ－1 平成30（2018）年度理事会

開催日	議案・報告事項	可決状況
平成30（2018）年 5月18日	2017年度事業報告・決算承認の件	原案を全会一致可決
	2017年度末資産総額変更承認の件	〃
	評議員4名選任承認の件	〃
	理事4名選任承認の件(学識経験者)	〃
	監事1名選任(再任)承認の件	〃
6月29日	理事長選任承認の件	原案を全会一致可決
9月7日	2018年度第一次補正予算案承認の件 諸規程一部改定案承認の件	原案を全会一致可決 〃
11月22日	2018年度第二次補正予算案承認の件 建学の精神等改定案承認の件	原案を全会一致可決 〃
平成31（2019）年 3月7日	2018年度第三次補正予算案承認の件	原案を全会一致可決
	2019年度事業計画案・予算案承認の件	〃
	理事、学長選任承認の件	〃
	常務理事選任承認の件	〃
	理事長の職務代行者指名承認の件	〃
	後藤弘明学長退任に係る慰労金支給案承認の件	〃
	寄附行為一部改定案承認の件 諸規程一部改定案承認の件	〃 〃
3月9日	理事、学長選任承認の件 常務理事選任承認の件 理事長の職務代行者指名承認の件	原案を全会一致可決 〃 〃

表Ⅳ－2 平成 30（2018）年度評議員会

評議員会開催日	議案・諮問事項・報告事項	可決状況
平成 30（2018）年 5 月 18 日	評議員 4 名選任承認の件 理事 1 名選任承認の件（評議員会選任） 理事 4 名選任承認の件（学識経験者） 監事 1 名選任承認の件 2017 年度事業報告・決算の件 2017 年度末資産総額変更の件 学事顧問 1 名選任（再任）承認の件	原案を全会一致可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃
平成 31（2019）年 3 月 7 日	2018 年度第三次補正予算案承認の件 2019 年度事業計画案・予算案承認の件 理事、学長選任承認の件 常務理事選任承認の件 理事長の職務代行者指名承認の件 寄附行為一部改定案承認の件 諸規程一部改定案承認の件	原案を全会一致可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃
3 月 9 日	理事、学長選任承認の件 常務理事選任承認の件 理事長の職務代行者指名承認の件	原案を全会一致可決 〃 〃

＜テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事・監事・評議員の高齢化に伴う後任の適切な人材の確保、推薦者を計画的に選任する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事長は、本学と関係のある食品製造会社などに、積極的に訪問をし、社会貢献につながる情報を取得して、本学の役割などの提案を理事・評議員などに紹介している。

[テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学規定集 5-01 学長選任規程
- (2) 東洋食品工業短期大学紀要第 4 号，後藤弘明，P5，（2017）
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 3-01-1 各センター等の組織図

[区分 基準Ⅳ－B－1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学運営体制を確立している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ－B－1の現状>

学長は、大学で工学博士の学位を取得した後、研究開発職で大手総合容器メーカーに入社、研究所所長、技術開発本部長等を歴任し、また役員でもあったことから、組織運営についても実践的な知識を有している。また、学位のほか、包装容器に関する多くの特許も取得しており、本学の教育研究分野である包装食品工学に関する学識及び組織運営の識見ともに問題はない。

学長は、学長選任規程⁽¹⁾に基づいて理事会で審議され、理事会の2/3以上の決議をもって指名されている。

学長は、年明けにその年度の短期大学の方針と活動目標を全教職員に示し、大学としていかなる活動に注力していくか説明している。この中で、本学の各部門、すなわち「教学」「事務」「総務」、それぞれの部門が、学長の提示した年度方針と活動目標を踏まえて策定した事業計画を2月の教職員連絡会で全教職員に示すことを求め、実施させている。なお、各部門の事業計画策定について、学長は途中で確認作業をおこない、必要であれば修正を求めている。短期大学の方針と活動目標及び各部門の事業計画は、

短期大学共有フォルダーに収納し、全教職員に公開している。このように、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督している。平成 30 年 10 月以降は病気療養のため、これら学長業務を代行者に担当させ、自らは自宅から電話並びに電子メールを用いて指示を出す形態をとったが、短期大学運営に必要な業務は滞りなく実施した。

本学では、平成 29 年度より、教授会の上に位置づけた大学運営会議を設置し、運用している。大学運営会議は学長が議長となり、学科長、事務室長、及び学長の指名する教職員をもって構成されている。現状、学長が指名する教職員として、包装食品工学科に所属する専任教員を担当分野ごとにグループ分けした食品製造・分析・微生物・密封の 4 グループの長を委嘱している 4 名の教授がその任にあたり、議事録は教務課長が作成している。大学運営会議の成立には構成員の 3 分の 2 以上の出席が必要であり、また議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長である学長が決することができる。

大学運営会議の議題は学長が提出し、「学長のビジョン⁽²⁾」を具体化しつつ、大学の将来戦略を策定すること」を目的とする。したがって、本学の場合、大学の将来戦略に関わる重要議題、例えば大学改革・教育改革等に関連する重要事項は大学運営会議にて審議し、議決する。それ以外の教育研究に関する議題は教授会で審議し、学長が決裁する。

大学運営会議の審議事項は、

- ① 建学の精神、教育研究上の目的及び教育研究上の目標に関する事項
- ② 学則その他重要な学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ③ 教育研究改革に関する事項
- ④ 教育課程編成に関する事項
- ⑤ 国内外の大学との連携に関する事項
- ⑥ 各センターの運営に関する事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、大学運営及び大学改革に関する重要な事項で、当会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が決定したもの

なお、上記①については、年度当たり 1 回検討することとし、審議結果を理事会に報告する。

大学運営会議の議決事項は、その必要性がある場合は、教授会、教職員連絡会あるいは議事に関連した各種委員会から周知徹底される。

大学運営会議の議事録は、出席者が署名捺印した上で保管されている。なお、議事録は非公開としている。

一方、教授会では、教育研究に関する重要な事項について学長が意思決定を行うに当たり意見を述べ、審議後の議決は学長が行っている。すなわち、学長は教学運営の最終責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。なお、教授会の構成員は、本学専任教員である教授と准教授全員となっている。教授会では、学生の履修状況、卒業認定・学位授与、入学者の認定、学生の懲戒、社会人講習会、外国人短期研修、定例講演会等、大学運営会議の審議事項にない教育や学生に関連する多くの内容を審議している。教授会の議事録は、事務室長が作成し、出席者が署名捺印した上で保管されている。教授会の議事録も大学運営会議と同様、公開して

いない。

以上、審議機関が議案の内容によって大学運営会議と教授会に分かれているが、前述したように大学運営会議で審議した重要かつ教職員が周知すべき内容は、広く公開し、周知を図っている。

また、大学運営会議や教授会で審議あるいは報告される案件について、会議に先立って関連する資料を配付する等の手段により会議の構成員に周知し、円滑かつ適切な判断ができるよう配慮している。

学長は、大学運営会議、教授会のほかに「IR・評価センター」「アドミッションセンター」「奨学委員会」のセンター長あるいは委員長として、大学運営を行っているほか、「学修支援委員会」「産学・地域連携センター」「履修証明プログラム審議委員会」の委員も勤めている。また、委員ではないが、カリキュラム委員会やFD委員会、及び情報セキュリティ委員会に関しては、重要案件が議題の場合、オブザーバーとして出席している。このように、学長は幅広い観点から教学運営・大学運営に携わっている。

学長は、大学運営を円滑に推進するために、会議体、センター及び各種委員会を設けている。委員会の改廃も必要に応じて実施している。

本学の会議体、センター及び各種委員会を以下に列記する。

- ① 大学運営会議
- ② 教授会
- ③ IR・評価センター
- ④ アドミッションセンター
- ⑤ 産学・地域連携センター
- ⑥ 広報委員会
- ⑦ 学修支援委員会
- ⑧ カリキュラム委員会
- ⑨ FD委員会
- ⑩ 図書委員会
- ⑪ 安全衛生委員会
- ⑫ 国際交流委員会
- ⑬ 紀要委員会
- ⑭ 病原体取扱い並びに遺伝子組換え実験に関する安全委員会
- ⑮ 短期コース実行委員会
- ⑯ 奨学委員会
- ⑰ 履修証明プログラム審議委員会
- ⑱ 内部監査委員会
- ⑲ 情報セキュリティ委員会

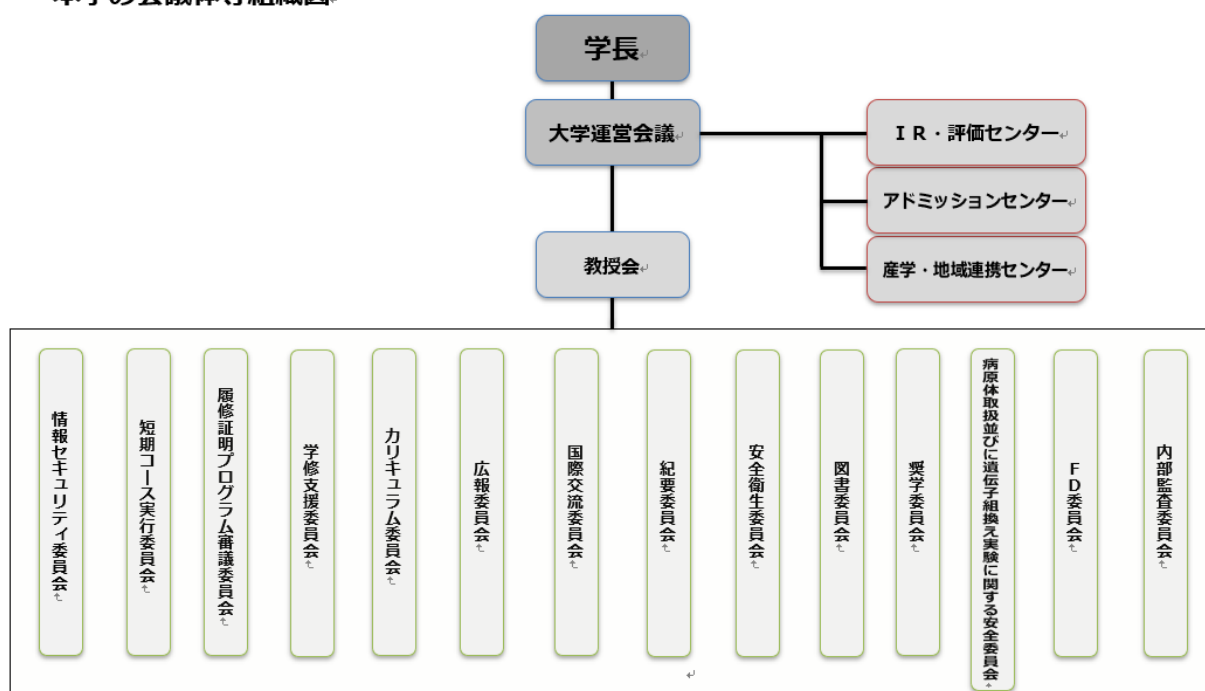
本学では以上に示したように、2 会議体、3 センター及び 14 委員会を設けており、これらの組織を活用して大学運営の必要な事項を検討、決定する仕組みとなっている。これらの組織に関することは、本学の組織に関する各種規程に記載されている。

本学の場合、図Ⅳ-1 に示すとおり、学長の下に最高決定機関として大学運営会議を設置し、大学運営会議の下に「IR・評価センター」「アドミッションセンター」「産学・地域連携センター」が設置されている。また、大学運営会議の下に教授会を設け、教授会の下に各種委員会を設置しているが、「内部監査委員会」はその性格上、教授会とは切り離れた独立した組織として運用している。

平成30年度はそれまでに構築できた仕組みを継続し、運用上の問題点は無かったため、引き続き継続する。

図Ⅳ-1

本学の会議体等組織図



<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

本学では、学長がリーダーシップを発揮して教育改革・大学改革を推進しているが、教育改革や大学改革の必要性や目標の捉え方は教職員によって温度差がある。温度差を緩和し、教職員の意識改革を推し進めるにはまだ時間が掛かると予測される。この温度差を縮め、全員参加の大学運営へと舵取りすることが学長の最大の課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

本学は、包装食品に関する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」及び「食品衛生」「衛生管理」「品質管理」「検査」「関係法規」という広範な分野の理論と技術の教育を行っている。教育改革の中で学長がリーダーシップをもって、各分野における学修成果が定着する仕組みを検討した⁽³⁾。平成28年度にその仕組みを構築すべく、教育課程の編成や学修支援委員会の立ち上げ等を行った。平成29年度1年次生よ

り上記方針で教育を進めており、学修成果を始めとする学修レベルの測定結果をもとに検証を進めてきた。平成 30 年度の検証結果では、新たな仕組みの運用自体に大きな障害はなく、学生の意見や学修到達度をみながら継続できると結論づけた。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は学校法人の業務及び財産の状況について監査計画に基づき監査を行い、理事会に出席し意見を述べている。

理事会に報告するほか、定期的に監査法人と意見情報交換を行う等、毎年度監査報告書を作成し、定められた期間内に理事会及び評議員会に提出の上、監事の意見を添えて報告している。加えて平成 28 年度から導入した内部監査のチェックとフォローを行った。寄附行為の定めに基づいて業務を適切に行っている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は寄附行為第 21 条により、理事現在数の 2 倍以上の評議員 22 名を以て組織し、毎年 3 月には事業計画、予算案諮問、5 月に事業報告、決算諮問を定例評議員会として開催しているほか、必要に応じ私立学校法第 42 条及び、寄附行為の規定に基づき諮問機関として適時に開催し、適切に機能している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ－C－3の現状>

本学では、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報をウェブサイト並びに大学ポータルサイトにおいて公表するとともに、私立学校法の規定に基づき、財務情報も公開している。

教育情報、財務情報ともに、6月末日までに公表・公開することとし、タイムリーな情報公開に努めている。また、財務情報については、平成17年度分以降の計算書類等を公開し、経営の透明性確保に努めている。

<テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンスの課題>

学校運営上の他学校での過去の不祥事等の事例確認とそれに対する指導などを、監査を通じて監事に期待したい。それに伴う監事の負担増加が懸念される。

<テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンスの特記事項>

監事との監査計画内容をよく検討し、精度の高い監査が行われるように努めている。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

平成29年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画・行動計画に対する実施状況は以下の通りである。

- ① 学修成果の向上や教育課程の見直し、改定に関連する委員会に関して、委員会開催日と議題が学長にもメールの写しで連絡する仕組みが浸透しており、議題によって、学長はオブザーバーとしての出席を継続している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ① 学長は、教職員満足度を意識した個別対話を重視していく。更に、全員が評価・確認できる定量可能な達成目標を策定すること、目標達成に不足する経営資源(人材・資金・情報など)の明確化と調達手段を検討する。
- ② 監事の負担が増大しないよう、引き続き総務部門が主体となってサポート体制を強化する。

平成 30 年度 自己点検・評価報告書

編 集 東洋食品工業短期大学 I R ・評価センター

発行日 令和元年 9 月 30 日

発行者 東洋食品工業短期大学 学長 千本 克巳

〒666-0026 兵庫県川西市南花屋敷 4 丁目 23 番 2 号

電 話 072-759-4221 F A X 072-758-6959

U R L <https://www.toshoku.ac.jp/>

